

1 適正規模・適正配置方針

(1) 目的

全国の小・中学校児童生徒数は、昭和 57 年度に約 1,753 万人と第二次ベビーブームによるピークを迎えましたが、その後減少傾向にあり、令和5年度は約 884 万人とピーク時から約 49%減少しています。さらに、令和5年の出生数は約 73 万人(概数)となり、減少傾向が継続かつ過去最少を更新するなど、今後も児童生徒数の減少が見込まれます。ただし、その傾向は、市区町村によって様々であり、さらに、同じ市区町村であっても地域や学校区によって状況が異なっているところもあります。

文部科学省では、平成 27 年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下、「手引」という。)を策定し、公立小・中学校の設置者である市区町村教育委員会が学校の適正規模・適正配置の適否を検討する際の基本的な考え方や留意点、小規模校を存続する場合の教育の充実策、都道府県教育委員会から域内の市町村教育委員会に対する指導・助言・援助の在り方等をまとめ、自治体における判断の参考となるよう周知をしています。

適正規模・適正配置の検討では、児童生徒数減少への対応だけでなく、児童生徒数急増エリア等の増加対応なども含めて行う必要があります。また、何より、適正規模・適正配置は、学校の数を見直すことが目的ではなく、将来の児童生徒数の動向を見据えながら、望ましい教育環境を実現することが最大の目的です。「どのような教育を目指すか」を常に念頭におきながら、様々な選択肢を検討して、最適解を見つけることが重要です。

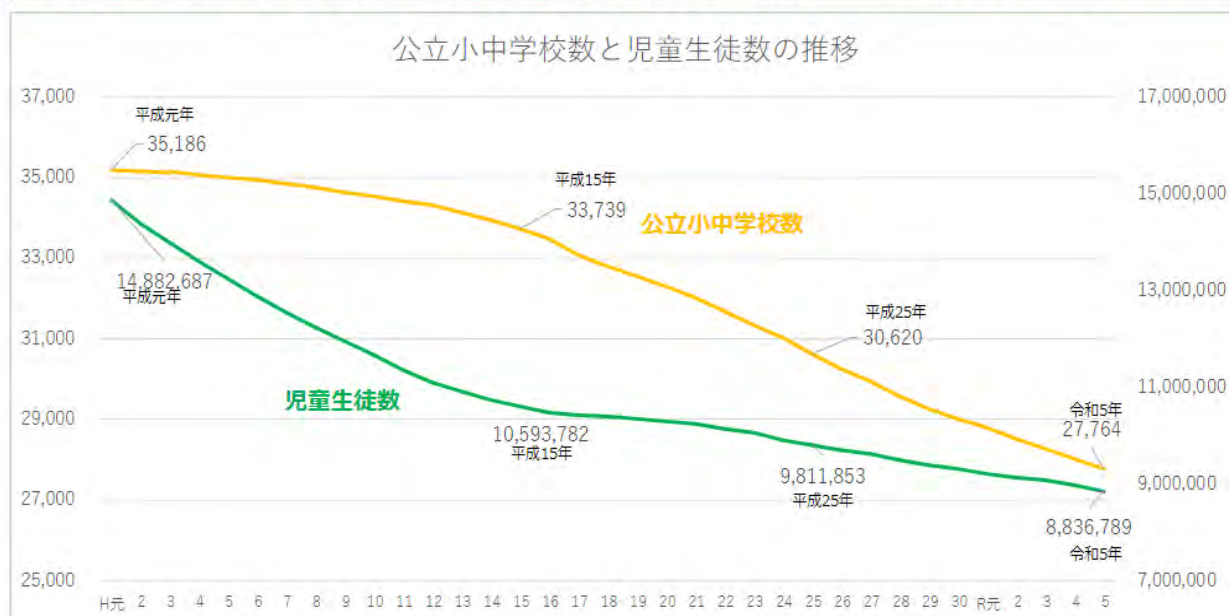
次ページ以降で、適正規模・適正配置方針検討の流れや実施例について、具体的に解説します。

<公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R5）>

○ 過去10年間で公立小中学校の学校数は9.3%(2,856校)減少。

○ 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.9%(975,064人)減少。 ※1: 1小1中0義務、1小0中0義務、0小0中1義務

○ 1市町村に1小学校1中学校等※1という市町村は268(15.4%)※2ある。 ※2: 文部科学省 令和5年度学校基本調査において(1,738市町村)を分母として算出

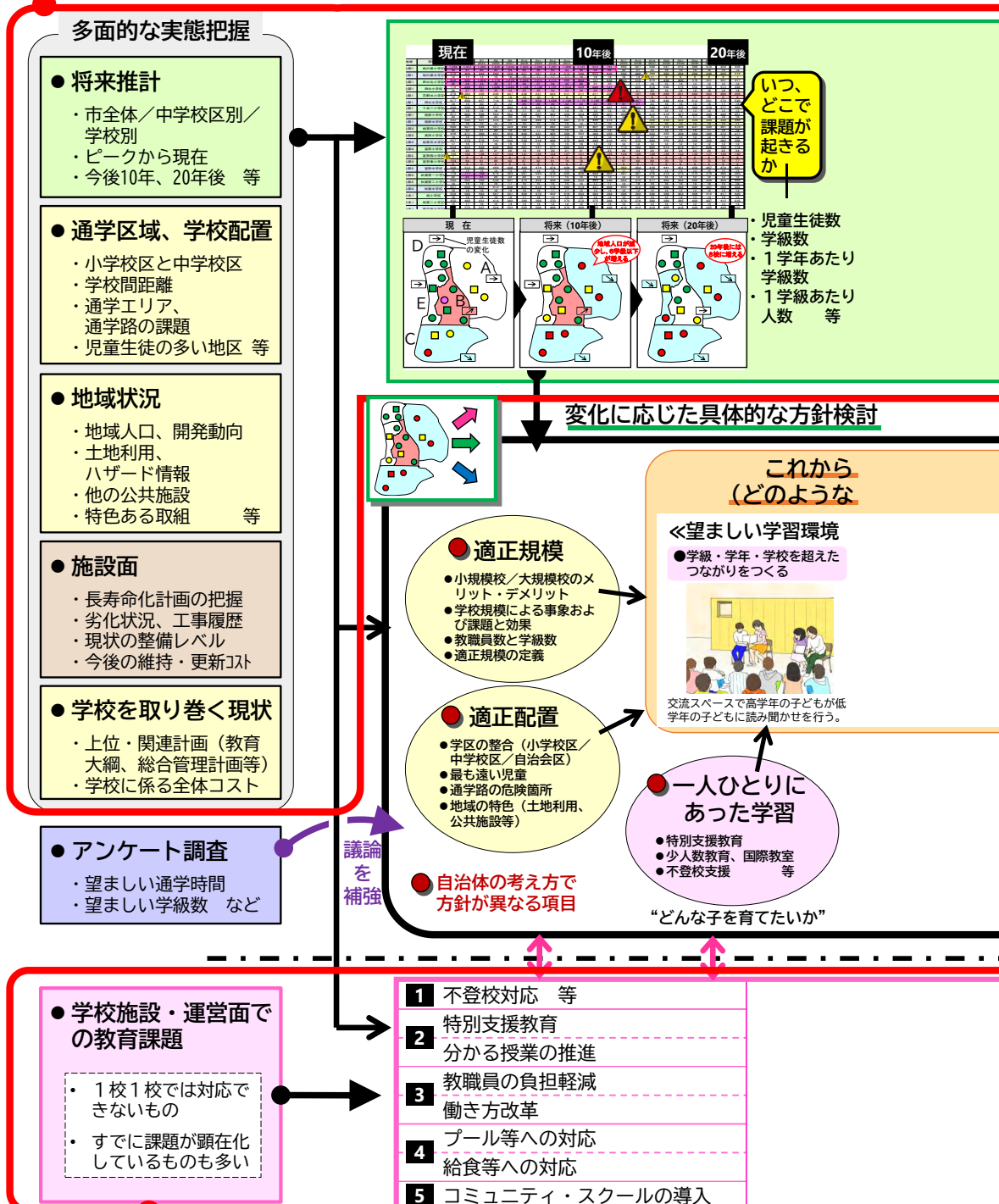


出典：「学校基本調査」より文部科学省作成

(2) 適正規模・適正配置方針策定の業務の流れ

適正規模・適正配置方針は、検討委員会や審議会などを立ち上げ、そこで関係者(有識者、学校長、保護者、地域の代表等)と議論を重ね、合意形成を図りながらまとめていく方法が一般的となっていますが、そのためには、根拠に基づき的確に現状を把握し、実態・課題を明らかにしておく必要があります。そこで、まず、将来推計と多面的な実態把握を行います〔1〕。将来推計は、今後10年から20年の詳細な推計を実施し、いつ・どこで・どのような課題が生じるかを明らかにします。さらに、通学区域や学校配置、地域状況、施設状況など、多面的な実態把握を行い、将来推計とあわせて実態・課題を明らか

1 将来推計及び多面的実態把握から改善の方向性の検討

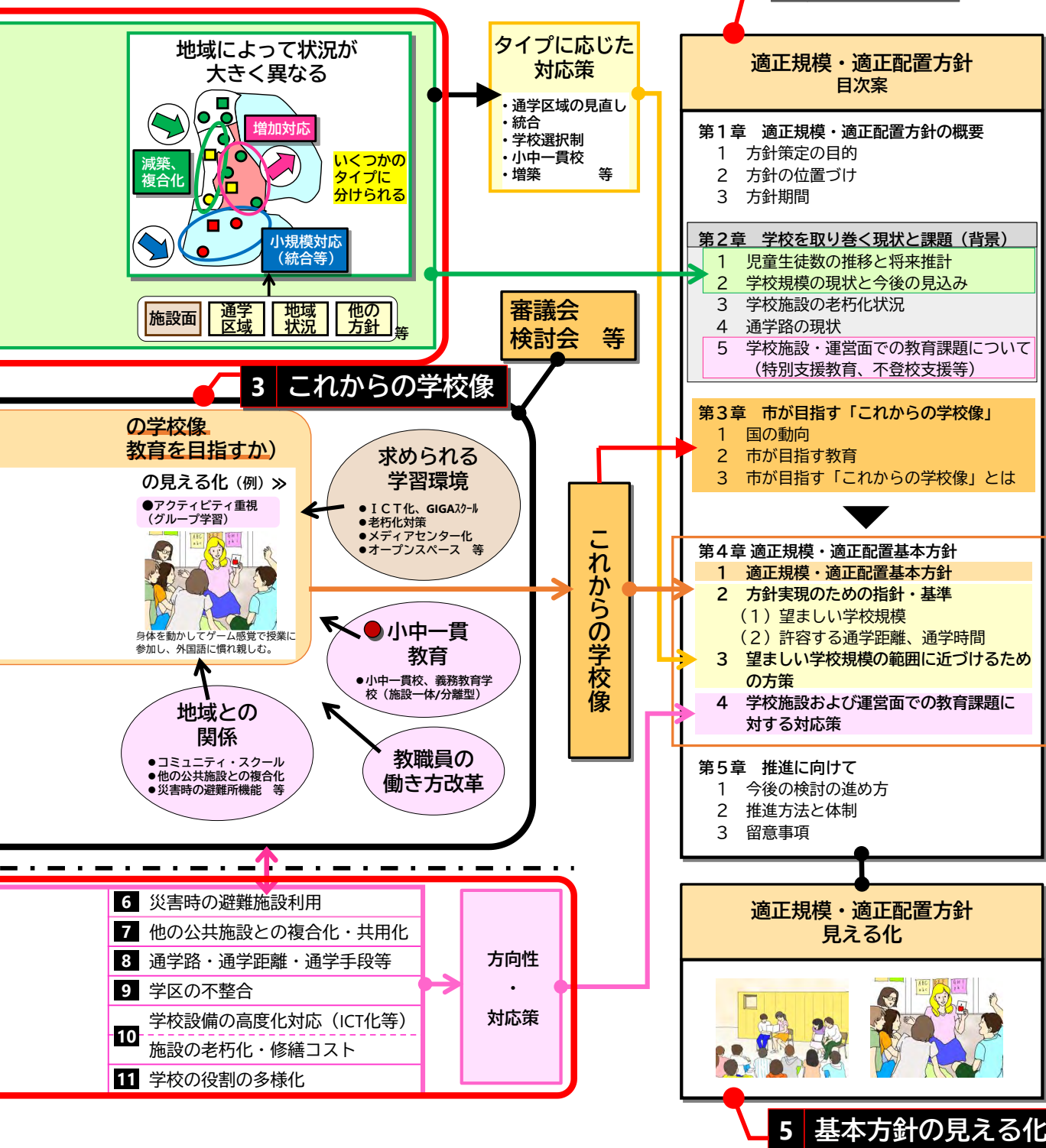


2 学校施設・運営面での教育課題及び対応検討

にします。

次に、学校施設・運営面での教育課題である特別支援教育や不登校児童生徒への対応、ICT 化などの状況も明らかにします〔2〕。これらの課題は個々の学校では対応の難しいものが多く、市区町村全体の教育環境として大局的にみる必要があります。そして、これらの実態・課題を基に論点を設定して、市区町村がこれからどのような教育を目指すのか、「教育ビジョン(教育方針)」を議論し〔3〕、それぞれの地域の実情を加味した具体的な検討を行いながら、基本方針としてまとめます〔4・5〕。

4 基本構成例



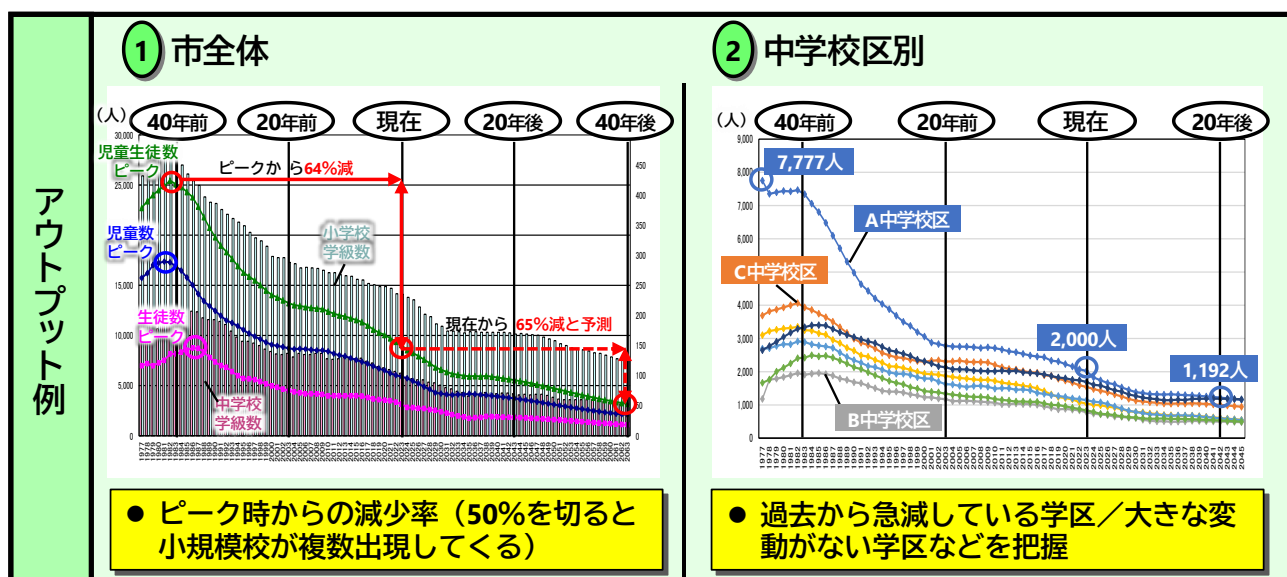
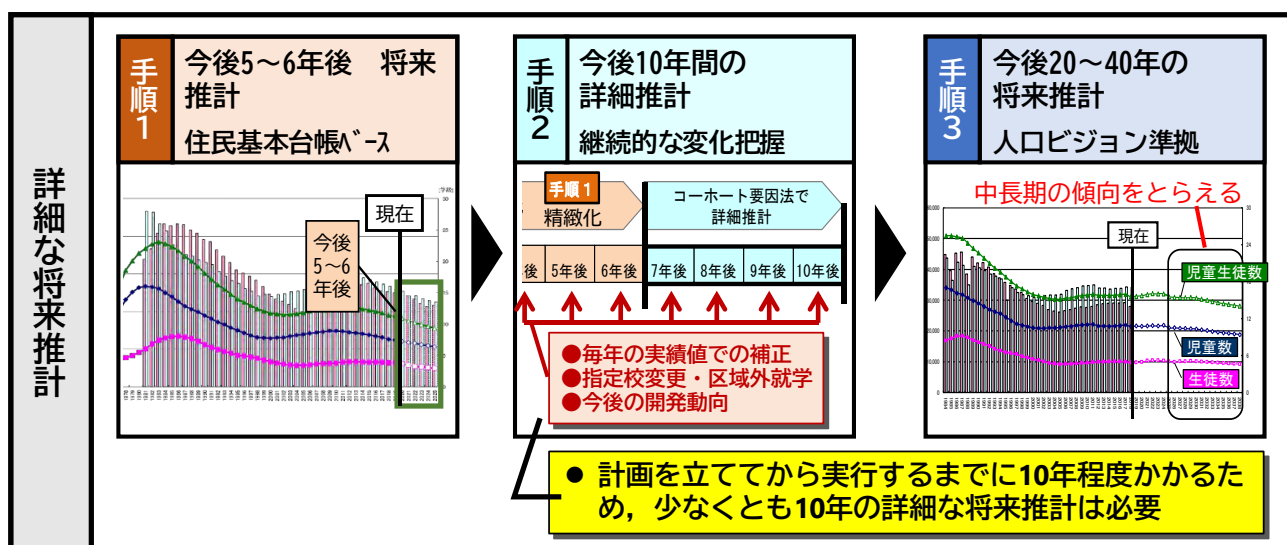
(3) 業務の流れに基づいた実施例及び解説

1 将来推計及び多面的実態把握から改善の方向性の検討

① 詳細な将来推計の実施

まず、将来推計から改善の方向性を考えます。児童生徒数の将来推計は、前解説書でも解説していますが、これまでの住民基本台帳の実数を基にした「今後5～6年後の将来推計」をより長期化・精緻化した「今後10年間の詳細推計」を行います。国立・私立学校への進学率や都市計画部門が持つ住宅の開発予定、総務部門が持つ人口流入出の状況などの情報もおさえながら、補正を加えて詳細化します。さらに長期の20～40年の将来推計は、人口ビジョンや国立社会保障・人口問題研究所等の将来推計と連動させ、上限～下限の幅を持たせた推計を行い、中長期の方向性を見定めます。

将来推計結果は、市区町村全体／地域別／中学校区別／各学校の観点で整理し、実態・課題を把握します。例えば、下図①市全体では、ピーク時からどのくらい減り、将来はどう推移するか、全体の傾向を把握します。同様に②地域別／中学校区別では、ピーク時から急減している学区や直近も増加が続く学区など、地域や学校区によって変化が異なる状況を把握します。さらに、学校別では、変動の大きい学校や開校以来小規模で推移する学校など違いを明らかにし、個別の在り方検討に活用します。

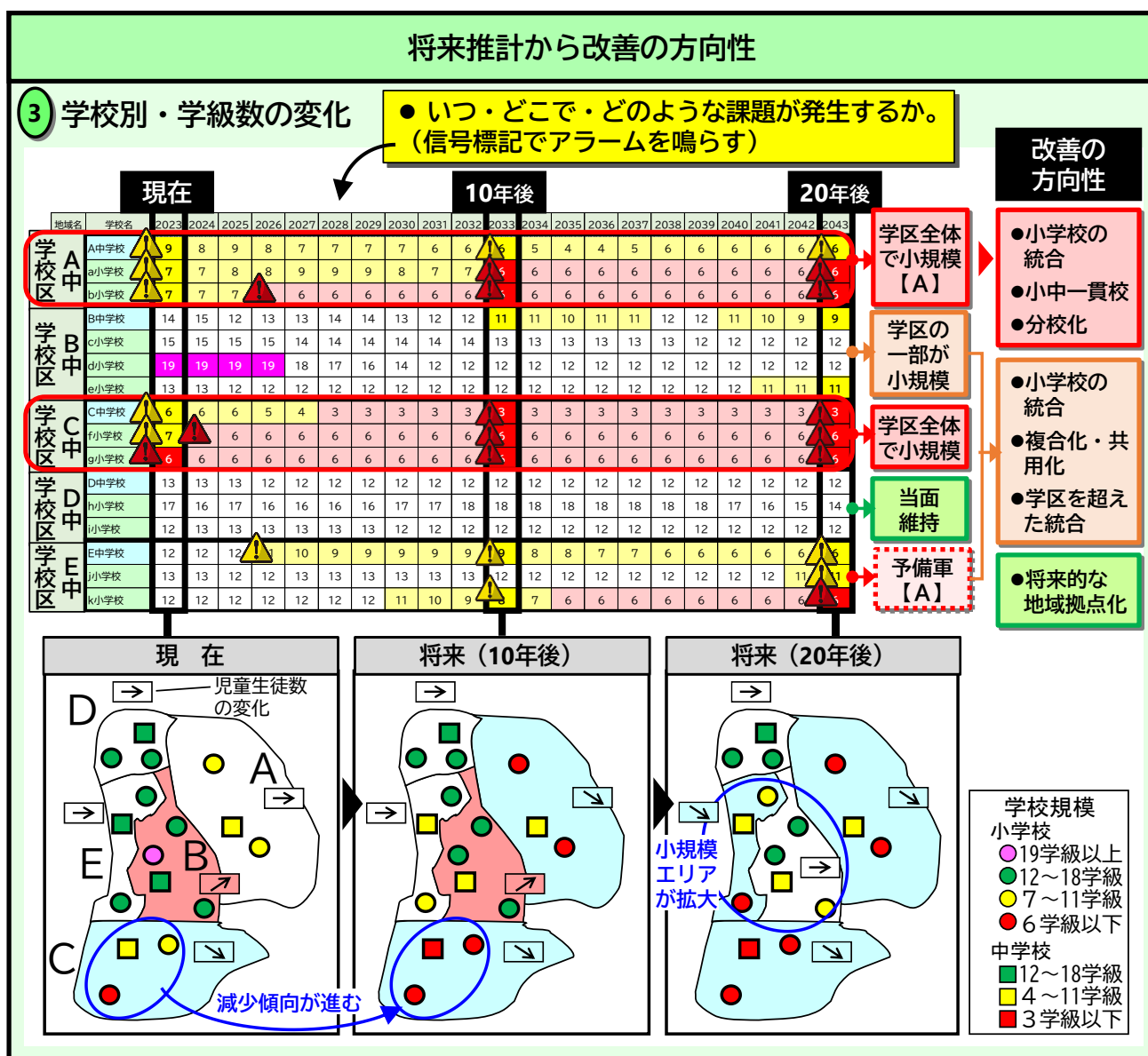


さらに、下図にあるように、表と GIS(地理情報システム)を用いて地図データに情報を重ね、いつ・どこで・どのような課題が生じるかを見える化し、エリア毎の方向性検討に活用することも考えられます。

下図の上段の表では、ピンク色は大規模校(19 学級以上※)、黄色は小規模校(11 学級以下※)になる時期を表し、赤は複式学級一步手前(小学校:6学級, 中学校:3学級)になる時期を示しています。学校規模に関して、いつ・どこで・どのような課題が発生するかが分かります。中学校区毎に該当する中学校・小学校を並べていますので、すでに学校区全体で小規模校化している中学校区[C中学校区]や、当面は標準規模が維持できる中学校区[D中学校区], 同じ中学校区内でも学校規模に差がある中学校区[B中学校区]など、学校区毎/学校毎の状況を詳細に把握することができます。

学校の適正規模・適正配置は長期にわたる取組であるため、将来推計を年に一度は更新するなど、常に最新のものにし、変化に柔軟に対応することが必要です。

※ 学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条において、小中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とすると規定されていることを踏まえ、本書においては、便宜的に、19 学級以上を大規模校、11 学級以下を小規模校ということとする。

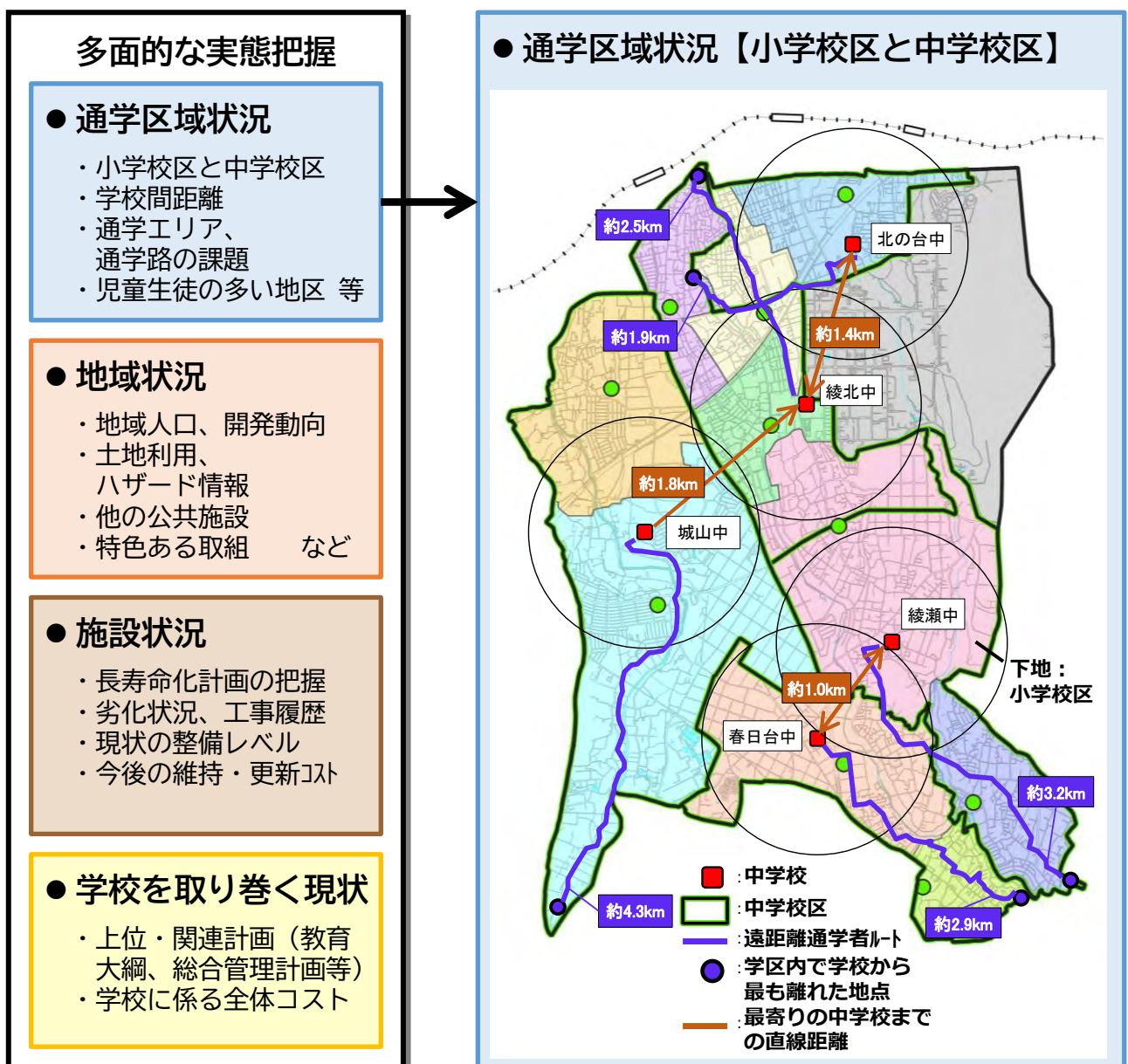


② 多面的な実態把握

続いて、通学区域状況(学校区や通学路の状況・課題等), 地域状況(地域人口やハザード情報等), 施設状況(学校個別施設計画の把握, 劣化状況や今後の維持・更新コストなど), 学校を取り巻く現状(関連計画や学校に係る全体コスト等)など, 様々な観点から整理して, 実態を把握します。ここでは, 施設状況を除く3つについて, ポイントを整理しました。

○ 通学区域状況

下の図は, 通学区域状況の把握例として, 中学校区とその中にある小学校区を示したもので, 1つの小学校区が2つの中学校に分割されている状況(以下, 「分散進学」という。)などが分かります。小中一貫教育を実施する場合など各市区町村の教育ビジョンを踏まえ, 小学校区と中学校区が整合していることが望ましい場合もあります。さらに, 小学校区と自治会の各地区が一致していない場合もあり, 自治会と学校区の不一致がそれぞれの負担増につながっていないかなどを把握する必要があります。学区が一致していないことで防災活動や子ども会活動といった地域活動が行いにくいなどの課題が生じている場合もあるためです。市区町村によっては, 適正配置の検討においてこういった不一致を解消するなどの方向性を基本方針に盛り込むところもあります。



出典：「綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等(適正規模・適正配置)に関する基本方針(令和5年9月)」綾瀬市

下の図は、ある地域の通学路の状況を整理した例です。前解説書でも掲載されていますが、通学路における危険箇所、遠距離となる児童生徒の通学距離や時間を把握し、GIS で作成した地図データや写真などで見える化すると、将来的な通学区域の見直しなどの検討の際に活用できます。

○ 地域状況

地域状況としては、方針策定後の学校配置の検討を見据えて、今後の児童生徒数に影響を及ぼす開発動向や地域の人口変化、周辺にある他の公共施設、さらに避難所としての学校の役割を考慮してハザード情報等の整理も重要と考えます。

< 多面的な実態把握 把握イメージ >

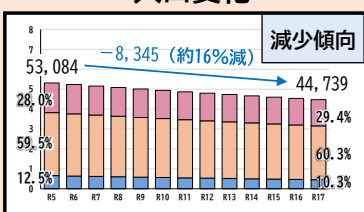
● 通学区域状況【遠距離通学者／通学路の危険箇所等】



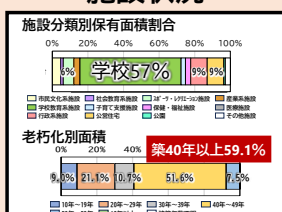
出典：「八潮市学校適正配置指針・計画（令和2年3月）」八潮市

● 地域状況

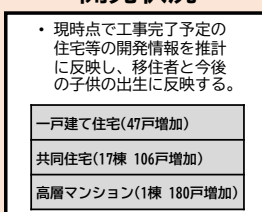
人口変化



施設状況



開発状況



ハザード情報



○ 学校を取り巻く現状

多面的に実態把握をするに当たっては、学校だけでなく、全市的な視点で、総合管理計画などの上位計画から人口・地域・財政・施設状況を把握することはもちろんですが、特に財政状況については、学校に係る全体コストを把握しておくことが重要となります。日々の学校運営にどのくらいのコスト(ランニングコスト)が必要か、施設の維持・更新費用だけでなく、人件費や運営費含めて全体コストを把握するとともに、改善によるコスト効果の検証に活用します。

学校全体にかかるコストとして整理した以下の表は、前解説書にも掲載している表で、教職員人件費も含めた学校のコストをまとめたものです。ハード関連(改修・修繕費、光熱水費等)、学校運営関連(特別支援関連、通学補助等)、新たな学習関連(英語教育、ICT 等)に加えて、人件費は都道府県負担分と市区町村負担分をあわせて整理しています。これらの項目は、決算情報から整理できます。まずは小・中学校全校で年間いくらかかっているか、それを5～10 年分把握して、現状必要なコストを整理します。さらに、小学校／中学校別に1校当たりの平均も確認します。いくつかの自治体を見比べると、おおむね1校当たり3～5億円／年が平均としてみえますので、そうした数値を一つの目安とすることもできます。

多面的な実態把握

● 学校を取り巻く現状

- ・ 上位・関連計画（教育大綱、総合管理計画等）
- ・ 学校に係る全体コスト

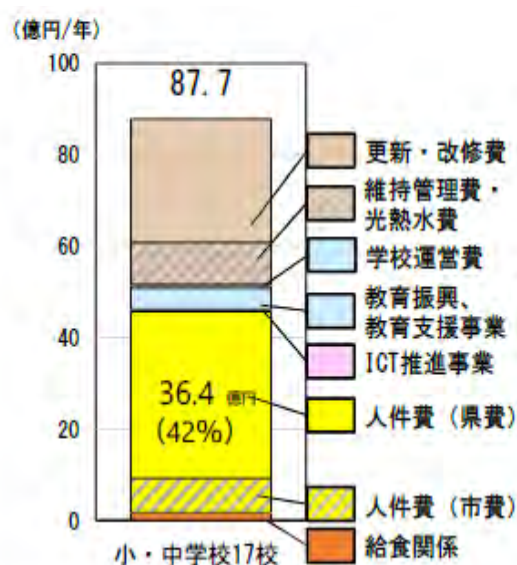
● 学校に係る全体コスト

施設面	更新・改修費	コスト試算より		20年間総額（単年度平均）
	維持管理	需用費 消耗品費 修繕料	役務費 手数料 委託料 等	
	光熱水費			照明器具取替修繕、フェンス修繕、床張替修繕、シャッター修理、トイレ床壁修繕等 駆除手数料 等 エレベーター保守点検、プール浄化装置保守点検業務委託、警備業務委託 等 ガス・電気・灯油・上下水道
管理運営面	学校運営費	需用費	消耗品費	一般消耗品、
		印刷製本費	印刷製本費	写真冊子作成業務、印刷製本業務、通知表等
		役務費	通信運搬費	電話料金、FAX、切手代等
		使用料		デジタル印刷機リース料、AEDリース料等
	備品購入費 等	教材教具、事務用備品、図書館図書、机椅子等		
	教育振興、教育支援事業	委託料	補助金 等	遠距離通学補助、体験授業料、特別支援教育就学奨励費
新たな学習	ICT推進事業	役務費	通信運搬費	インターネット接続利用料
		委託料		プログラミング教育導入計画支援 等
		備品購入費 等		校務用パソコン等・校務用プリンター等購入費
教職員	県費			校長、教頭、教諭（担任・特別支援・専科・養護・栄養・日本語）、非常勤、事務、部活指導
	市費			栄養士・調理員
				事務・司書・用務員
				支援員・ALT・部活動外部支援員 等
給食関連				給食食材放射性物質測定委託料、給食室害虫防除管理業務委託、ポイラー点検等

- ・ スクールバスなども含め、学校教育に必要なコストを基本としつつ、放課後児童クラブなど学校教育以外に子どもや保護者の支援等に係るコストもあわせて把握すると、幅広い検討が可能となる。

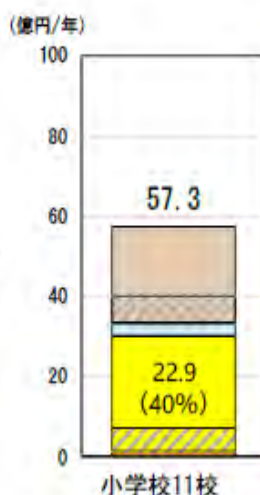
これらの費用には、国や都道府県からの補助金や負担金があります。市区町村として、よりはっきりと効果を示したい場合には、それらを外した試算をする方法もありますが、今や、財政の問題は、国や市区町村を問わず共通の課題です。国費や県費、市費の枠組みを超えて、削減できるコストをカットし、必要な取組に充てる、こうした考えがこれからは必要ではないかと考えます。

小・中学校全校



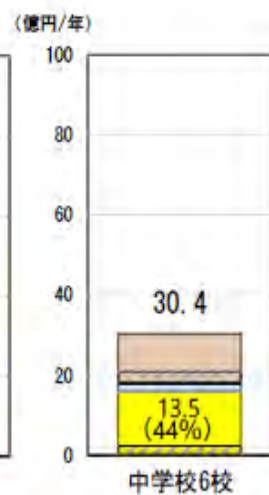
小・中学校17校平均
1校当たり **5.2** 億円/年
(3,132万円/学級)

小学校全校



小学校11校平均
5.2 億円/年
(2,940万円/学級)

中学校全校



中学校6校平均
5.1 億円/年
(3,571万円/学級)

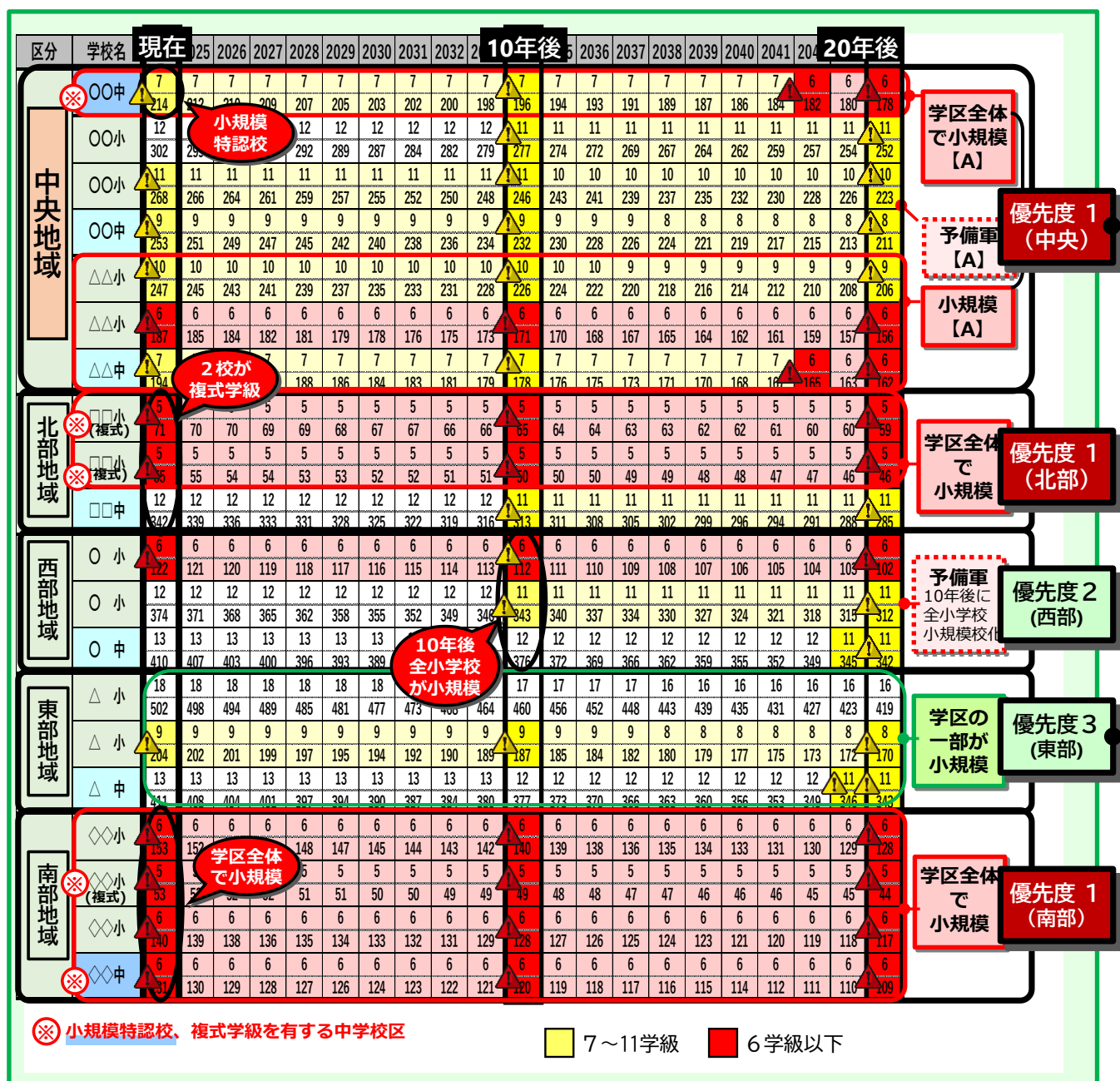
- ・ 決算情報（教育費）を基に項目を振り分け
- ・ 県費は、教職員平均給与から算出できる
- ・ 学校別の光熱水費や教職員数を反映すると、学校規模毎のコストを算出できる
- ・ 県費を除いて純粋に市区町村負担分を把握したり、補助金や交付金などの財源もあわせて把握したりすることも可能

③ 将来推計及び多面的実態把握から改善の方向性の検討

詳細な将来推計によって、地域の人口や各学校の児童生徒数について分析を行うと、適正規模・適正配置を検討する必要がある学校とその優先度がみえてきます。あわせて、学校施設の状況、通学区域の状況、特別支援学級に通う児童生徒の状況や教職員配置の状況、課題の表れた学校とその地域にある他の公共施設の状況など、多面的に把握した状況を組み合わせることで、より良い学習環境を構築するための改善の方向性がみえてきます。

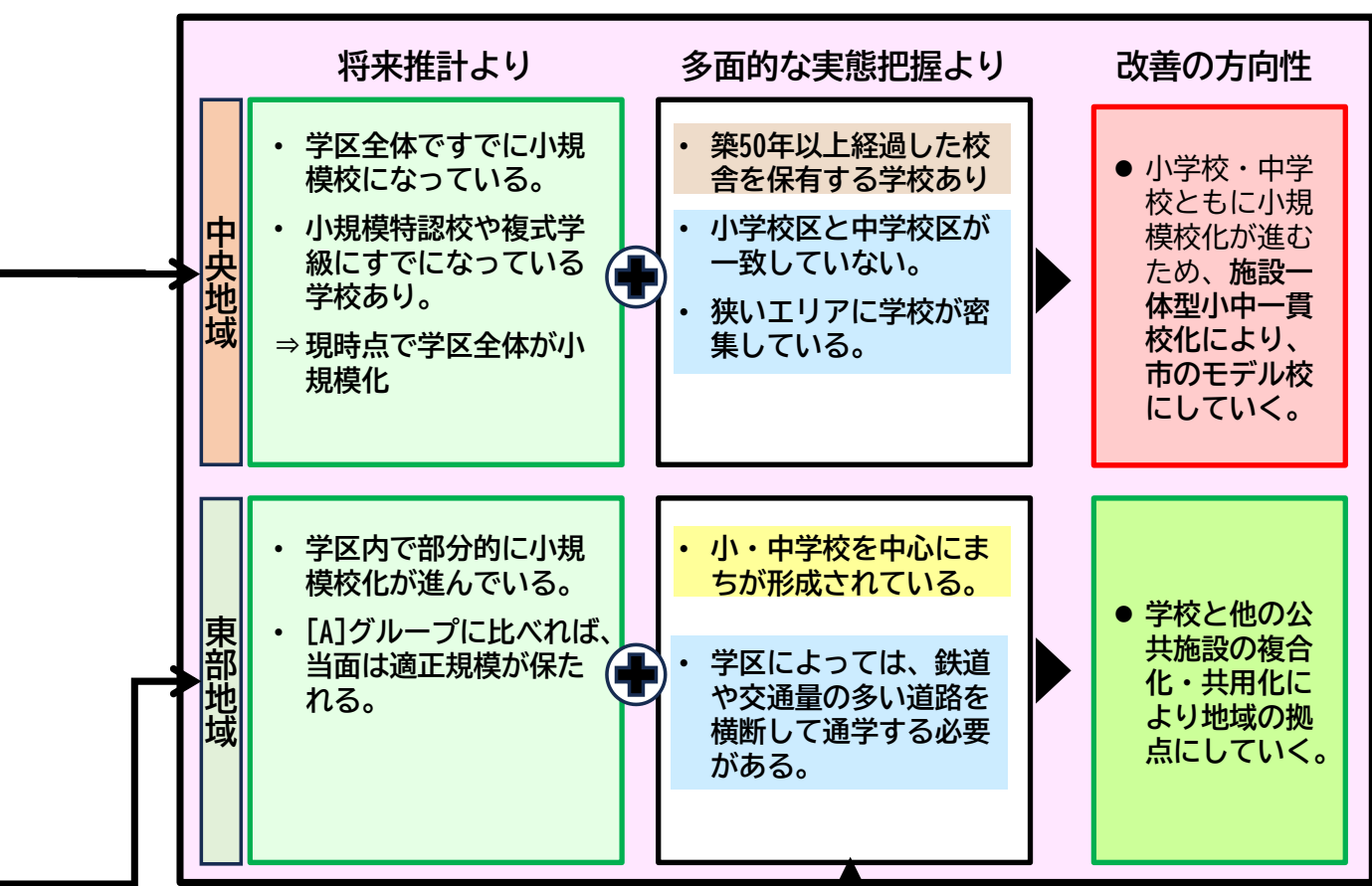
下図はある教育委員会における検討例ですが、③改善の方向性の中で、施設一体型の小中一貫校への再編、学校と他の公共施設との複合化・共用化、学区を超えた学校の再編や通学区域の見直しが案として示されました。

① 詳細な将来推計

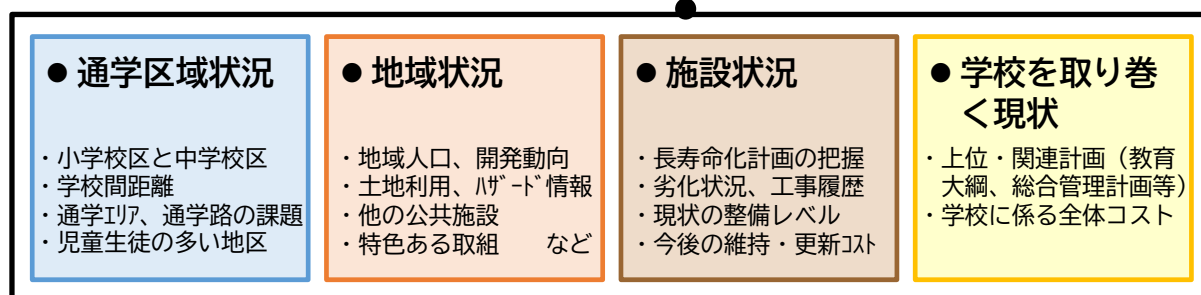


中学校区の各校ですでに小規模化や複式学級化が起きており、将来推計や地域の実情を踏まえながら、学校規模の適正化を図るのか、小規模校として存続し小規模のデメリットの解消を図るのか等について、検討が行われました。また、現在はまだ適正規模を保つことができている中学校区についても、将来推計を踏まえながら、次に説明する学校運営面の課題解決の視点を通して、より良い学習環境を構築するための検討を行っていくこととなりました。

③ 改善の方向性



② 多面的な実態把握



2 学校施設・運営面での教育課題及び対応検討

① 学校施設・運営面での教育課題

次ページに、現在すでに教育現場が直面している学校施設・運営面での教育課題の例を整理しました。より良い教育環境を提供するためには、学校施設だけでなく日々の運営からみられる課題の解決もあわせて対応する必要があります。

例えば、特別支援教育や不登校児童生徒については、特に近年支援を要する児童生徒数が増加傾向にあり、ニーズも多様化・低年齢化することに伴って、支援員とスペースの確保が課題となっています。また、地域によっては、日本語指導が必要な児童生徒の急増する地域もあり、対象となる国籍も様々であるなど、サポートニーズが高まっています。

また、教職員の働き方改革については、文部科学省においても、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進めているところですが、その取組の一環として、部活動の地域移行や学校施設の維持管理の外部委託等、様々な教職員の負担軽減策が検討され始めています。

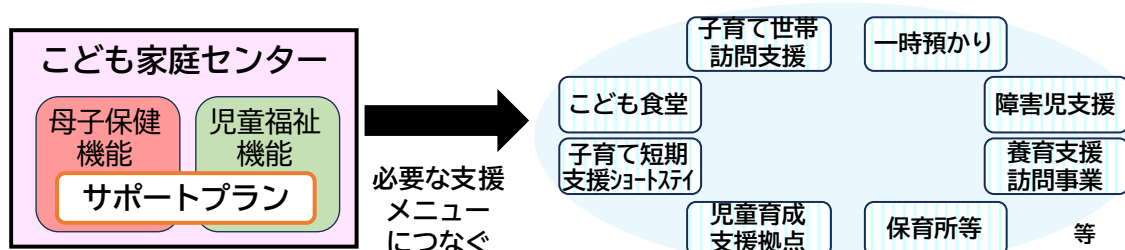
そのほか、コミュニティ・スクール導入の促進や、災害時の避難施設としての環境整備、さらに、老朽化する施設(校舎、プール、給食室等)への対応なども学校施設・運営面での教育課題として考えられます。

これらの課題は多くの市区町村がすでに直面している喫緊の課題であり、個々の学校で解決できるものではなく、市区町村全体で方向性を考える必要があるものです。また、市区町村内だけでなく、近隣の団体や都道府県との連携により、新たな解決策が見いだせる可能性もあります。いずれにしても、まずは現状と課題を明確にし、様々な対応策について検討しながら、将来の学校の姿を見据えた最適な解決策を選択する必要があります。

コラム：子育て家庭を包括的に支援・相談支援機能の一体化〔こども家庭センター〕

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日法律第66号)において、市区町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとしています。

すなわち、全ての妊産婦、子ども、子育て家庭に対し、一体的に相談支援を行うことで、妊産婦・子どもの健康の保持増進及び子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供することを目的とするもので、0歳から18歳までの子どもを取り巻く複雑化・多様化する課題に対して、全庁横断的に、関連機関も含めた総合的な対応を図ることが必要です。



< 学校施設・運営面での教育課題（例） >

教育課題（例）	検討内容（例）
① 特別支援教育，インクルーシブ教育	・特別支援児童生徒数の増加対応，ニーズの多様化 ・教室不足，支援員不足への対応 ・一人ひとりに応じたきめ細かな対応 ・教職員の配置，人員不足への対応
② 不登校児童生徒への支援	・不登校児の学びの場の確保，段階に応じた支援 ・スクールカウンセラー等支援員の確保 ・オンラインによる学習支援
③ 外国につながるのある子どもへの対応	・幅広い支援を視野に入れたサポート体制 ・日本語指導などにも活用できる，フレキシブルに使用できるスペースの確保
④ 少人数指導	・少人数指導のための教室の確保 ・一人ひとりに対してきめ細やかな指導体制の構築
⑤ 小規模特認校	・児童生徒数の確保 ・高齢化により地域が学校を支えきれなくなっている
⑥ 教職員の負担軽減／教職員の働き方改革	・部活動顧問教員の負担軽減（地域人材確保） ・教員不足・多忙感の増大 ・学校組織の若年化による組織力低下 ・効率的な事務の実現
⑦ 通学路・通学距離・通学手段等	・遠距離通学者への対応 ・スクールバスの維持管理費の捻出 ・通学路の安全確保 等
⑧ 学区の不整合（小学校区、中学校区、地域）	・地域活動との整合 ・連携手法，幼保こ・小・中・高の交流
⑨ コミュニティ・スクールの導入（地域の拠点）	・活動スペースの確保 ・人材確保 ・社会教育施設等の地域の施設との連携（公民館，図書館等）
⑩ 災害時の避難施設利用（体育館・グラウンド）	・体育館の環境整備（空調化等） ・運営体制
⑪ 学校設備の高度化対応（ICT化等） 施設の老朽化・修繕コスト	・ICT化，DX化への対応 ・環境整備（スペース，インフラ面） ・活用面でのサポート
⑫ プール等への対応	・学校プール老朽化への対応 ・授業時間の確保，稼働率が低い ・水質管理，衛生管理等が大変（教員の負担）
⑬ 給食等への対応	・給食室の老朽化，ハサップ対応 ・児童生徒に応じたアレルギー対応
⑭ 他の公共施設との複合化・共用化	・学校施設の有効活用 ・セキュリティの確保 ・地域対応施設との連携（図書館，集会施設等） ・幼保こ小連携の推進

等

② 実態・課題と対応策の検討例

前ページで示した学校施設・運営面での教育課題の例として、特別支援教育(①)、不登校児童生徒への支援(②)、ICT化・DX化への対応(⑪)、プール等への対応(⑫)について解説します。

○ 特別支援教育

児童生徒数は全体的に減少を続ける中、特別な支援を要する児童生徒数は増え続けています。医療の発達や障害・特別支援教育に対する理解の深まり、インクルーシブ教育システムの推進などが背景として考えられます。特別な支援を要する児童生徒の将来推計は難しい面もありますが、知的障害や情緒障害のある児童生徒を中心に今後も増加傾向が続くことが考えられます。こうしたことを踏まえて、国においては、通級による指導を担当する教員の基礎定数化が推進されています。

こうした状況に対して、特別支援学級は通常学級と比べて1学級の定員が少ないゆえの教室や教職員の確保、学校施設のバリアフリー対策、他校通級となる場合の通学負担の軽減などが、自治体や学校に対して求められており、対応が必要です。

○ 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒は増加傾向が続き、10年連続して増え続けています。こうした児童生徒に向けた支援として、スクールカウンセラーなどの人的支援の充実のほか、オンラインを活用した学習支援、施設による対応としては校内教育支援センターの整備や教室以外の居場所づくりなどの取組が進められています。

不登校の増加要因については、様々な要因が複雑に絡まっていますが、近年、小学校低学年の不登校児童数の増加割合がとりわけ高く、また、中学生になると不登校生徒数が大きく増加しています。その原因として「中1ギャップ」や「小1プロブレム」などと呼ばれる課題も指摘されており、そのための対策の一つとして、小中一貫教育や幼保小連携といった教育活動の連続性が挙げられています。

このほか、教育課程の基準によらない特別の教育課程を編成できる学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)や教育支援センターなど、多様な方法で支援に取り組む例も増えてきています。

コラム：総合的な放課後児童対策の推進

こども家庭庁(厚生労働省)と文部科学省は、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月策定)、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定)を策定し、当該プランに基づき、放課後児童対策を推し進めており、特に、放課後児童クラブの受け皿整備における学校施設活用の促進や、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携促進に取り組んできました。この結果、放課後児童クラブの受け皿は、令和5年5月1日時点で登録児童数約145.7万人となりました。

しかし、放課後児童対策のニーズが年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響、活動にかかわる人材確保や小学校内等の実施場所の確保等の課題により、待機児童数は依然として約1.6万人存在しています。全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の課題となっています。これらの状況を踏まえつつ、こども家庭庁と文部科学省は、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育の推進を図るため、集中的に取り組むべき対策として、総合的な「放課後児童対策パッケージ」(令和5年12月25日)¹を取りまとめ、多様な居場所づくりやコミュニティ・スクールの仕組みの活用等を含めて、両省庁が連携し、推進していくこととしています。

・特別支援教育

実態・課題

● 特別支援教室ニーズの増加



- ✓ 全児童生徒数は減少傾向だが、特別支援の児童生徒数は増加傾向にあり、R2年度では、10年前の約2倍に増加している。
- ✓ 普通学級数の減少より、特別支援学級数の増加が大きい学校がある。

● 通級指導教室の配置

● 情緒通級設置校と他校児童の割合

実施校	児童所属校	通級児童数(人)		
		2021	2022	2023
B小 情緒通級 指導教室	A小	1	2	1
	B小	21	18	17
	C小	1	1	1
	D小	2	2	3
B小グループ計		25	23	21

- ✓ 通級児童数は設置校と他校通級で大きく異なる
⇒ 拠点校の通室状況から、設置校以外では必要な支援が届いていない可能性がある

対応策(例)

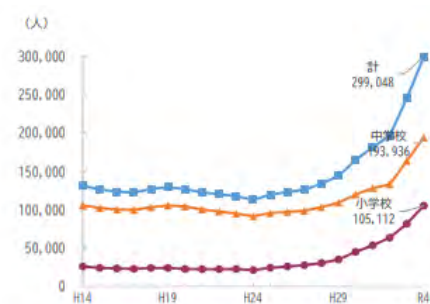
①	特別支援学級に限らず、フレキシブルに使用できる教室の確保
②	各校への通級指導教室の設置
③	拠点校からの巡回型支援教室の実施
④	区域外通学等による設置校への通学要件緩和
⑤	有償ボランティアによる移動支援

出典：「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（令和3年1月）」文部科学省

・不登校児童生徒への支援

実態・課題

● 不登校児童生徒の増加



- ✓ 不登校児童生徒は、10年連続して増加し、R4年度は過去最多となっている。
- ✓ 過去6年間、中学生に加えて小学生の不登校児童が急増している。
- ✓ 在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.2%（前年度2.6%）。

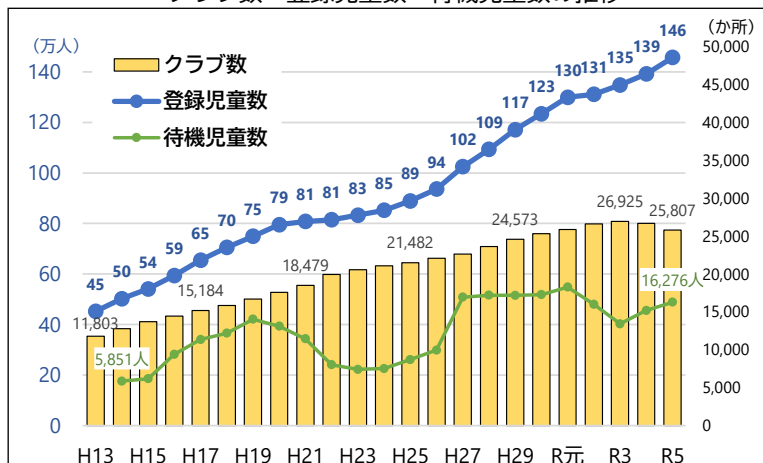
対応策(例)

①	教育支援センターによる対応
②	校内教育支援センターの整備
③	学校、家庭、関係機関が連携したサポート体制
④	民間フリースクールとの連携
⑤	スクールカウンセラー配置等教育相談体制拡充

出典：「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」文部科学省

<クラブ数・登録児童数・待機児童数の推移>

特に、学校施設を活用した場所の拡充については、「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」（令和5年8月31日）²を発出しているとおり、学校施設活用に当たっての責任体制の明確化や、総合教育会議を活用した総合的な対策の検討を含めた関係部局間・関係者間の連携等に留意いただきつつ、検討を進めることが重要です。



出典：「5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）こども家庭庁調査」こども家庭庁を基に作成

¹ https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R5houkagojidoutaisaku_package.pdf

² https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R5houkagojidou_shisetsukatuyou_tsuchi.pdf

○ ICT 化, DX 化への対応

現在, 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など, 教育の質を向上させることをねらいとする「GIGA スクール構想」が推進されており, 児童生徒の1人1台端末等の ICT 環境を活用した新しい学びが全国各地で開始されています。

"すぐにでも" "どの教科でも" "誰でも"活かせる1人1台端末の活用シーン (例)

StuDX Style掲載の事例から考えられる学校や家庭における1人1台端末を活用した1日の流れの一例



2-②:「朝ノート」で健康観察 (小学校3学年以上)

朝の会の健康観察の際に, 表計算ソフト等を使って自分の体調等について簡単に報告し合う活動を行っている。自分の健康状態のほか, 昨日の報告をしたり, 教師や友達へのメッセージを書いたりする児童生徒もいる。書き込んだ内容は即時全員に共有されるので, 互いにコメントをつけるなどしてコミュニケーションも活発に行っている。ただ自分の状態を書くのではなく, 友達のコメントを読むことで, クラスメイトとの距離が縮まる。普段あまり話をする事のない人の「朝ノート」にコメントをしたり, という事例もある。



児童生徒の様子を見ながら教師もコメントを書き込む。



自分の書き込みが終わったら友達の書き込みを見に行き「いいね」をしたり, コメントをつけたりする。

文部科学省では、GIGA スクール構想により整備された新たな機器等を、文房具や教具と同様、日常的に活用していくイメージを各設置者や学校現場の先生方にもっていただけるよう、先進的に実践を進めている自治体・学校の実践事例等について、ウェブサイト等で情報発信しています。

3-⑩：オンラインで学校の外とつながろう（小学生以上）

学校施設外の人々や機関との交流活動が、機会や時間の制約、移動や接触に関わる懸念等、離れているが故にこれまで頻繁に実施することができなかった。オンラインでつなぐことにより、簡単にを行うことができるようになったため、活動の幅が広がっている。



朝の会の時間までに、入院して登校できない児童生徒の ICT 端末とウェブ会議ソフトを繋いでおく。
教室の端末に実物投影機を接続し、広角で教室の様子を映せるようにしている。画面から児童生徒の様子がよく見えるように、朝の会の司会担当の児童生徒は教室の後ろで朝の会を進行している。



他校とオンラインで交流。1人1台の ICT 端末でつなげることも可能だが、まだ操作に不慣れなため、3人で1台を使って交流している様子。画面共有もまだできないため、作った資料をプリントアウトして紙を見せながら自己紹介をしている。

5-②：職員会議のペーパーレス化（小学校以上）

働き方改革を進める中で、職員会議の要項を準備する時間の削減、会議の行い方の改善を目指している。データを共有することで、印刷時間の削減や紙代の節約など、その効果はとても大きかった。また、ウェブ会議ソフトを活用することで、遠隔会議を行いながら会議資料等のデータが閲覧できるため、全員で職員室に集まる必要はなく、時間を効率的に使うことができるようになった。



データを共有することで閲覧する場所を選ばなくなる。またウェブ会議ソフトを併用することで、職員会議にも教室にいながら参加することができる。そのため、休校になった状況でも職員間の意思疎通を図ることができる。



クラウド上で資料を共有することで、印刷、製本の時間を短縮することができる。大規模校ではその効果は顕著である。また、個人的に必要なページのみ印刷すればよいので、用紙やインクの節約にもなる。

○ プール等への対応

校舎や体育館と同様に、一斉に更新の時期を迎えた学校のプールですが、更新コスト、敷地の活用に与える制約、教職員の負担等もある中で、特に屋外の水泳プールの場合は年間で40～60日という利用期間の短さが有効活用の視点から課題となっています。すでに多くの市区町村で見直しが行われており、一つの学校のプールを複数の学校で共同利用する、屋内温水化して利用期間・利用対象（住民利用）を増やして稼働率を上げる、民間スポーツクラブの所有するプールを活用・指導を委託する、など様々な方策が各地で実践されています。

昨今、学校プールの給水停止等をしなかったことにより継続的な給水が行われ、結果として校長や教職員等が水道料金を賠償する事例が発生するなど、学校プールの管理業務等が担当する教職員等にとって過度な負担につながっている事態も見受けられます。令和6年7月10日には、文部科学省及びスポーツ庁から「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」が発出され、学校プールの管理業務に関する教職員等の負担を軽減するための取組として、指定管理者制度、民間委託を活用した学校プールの管理・運営や、地域の公営・民営プールの活用なども考えられ、積極的な取組の検討が通知されたところです。

一見するとコストアップのようにみえる取組ですが、例えば、プールを使用しないために使われなくなった水道料金や機械の運転費を民間事業者への指導の委託費に充てるなどの工夫がなされており、プールに係るコストの分析や教育活動の充実の観点から取組の効果を明確にしていくことも必要です。

屋外プールの実態・課題

施設状況	- 学校プールは、昭和40年代後半から50年代の児童生徒数急増期に整備されたものが多く、築50年を迎えつつあり、今後一斉に建替え時期を迎える。 - プール水槽だけでなく、ろ過設備やシャワー、プールサイド、更衣室の老朽化、備品の老朽化なども大規模な改修が必要である。 - 近年の猛暑の影響で、熱中症や紫外線対策等も新たに必要となる。
水泳授業	- 小学校の水泳授業は着替えや準備などの時間を考え、2時間まとめた授業を実施する学校が多く、6～9月の間に4～5回（10時間程度）行うのが一般的であるが、天候の影響などで実施できない場合もあり、授業回数の確保も課題 - プールの使用期間が限定的なため、各校プールの稼働率が低いことも課題
教職員	- 水泳授業を実施する際には、プール施設・設備について清掃や水質管理（登校前、授業前等）、気温・水温の測定などを行う必要があり、教職員への大きな負担となっている。 - 水泳指導そのものが専門外の教職員にとっては、指導法の習得や評価などを行うことが負担となるケースもある。
コスト状況	屋外プールの再整備にかかる費用（既存プール解体費・建設費含む）は概算で約3億円/か所と見込まれる。
保護者等のアンケート	- 実施回数が少ない。天候に左右されることが多い。 - 年間を通じて使える施設が欲しい。 - 水質等の衛生面、授業実施中の安全面に不安がある。 - 専門的な指導員がいない。 等の意見がある。

対応策（例）

①	小中学校間でのプールの共用化 新設校への屋内プール設置と、市内各校との共用化 一部校のプール改修と、隣接校間での共用化
②	市立屋内プール（一般公共施設）を新設し、授業実施
③	民間屋内スイミングスクールによる水泳指導への移行

<集約化・共同利用に関する事例>

学校プールの共同利用	稼働率の見える化による集約計画を立案 (11プールから5プールへ集約)	茨城県下妻市 小学校9校・中学校3校																																																																																																										
現状の課題 - 小中学校のプールが老朽化（築後50年） - 予算的に予防保全を行うことが難しく、不具合が起こる度に修繕を行なっている - 各校のプールの稼働率が平均28%と低い	対応策 - 稼働率を用いて学校の利用状況を見る化、稼働率を基に必要プールを決定 11校で保有していたプールについて、今後の必要数を5か所と方針決定	効果 11校のプールから6校のプールを廃止し、5校に集約化 30年間の整備費が集約化により約11.7億円から約7.1億円へ 財政的効果30年間で 4.56億円削減																																																																																																										
【現状】 平成30年5月時点 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>児童数</th> <th>学級数</th> <th>建設年</th> <th>稼働率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下妻小</td><td>590</td><td>20</td><td>S46</td><td>57%</td></tr> <tr><td>大宝小</td><td>226</td><td>8</td><td>S57</td><td>23%</td></tr> <tr><td>騰波ノ江小</td><td>124</td><td>6</td><td>S44</td><td>17%</td></tr> <tr><td>上妻小</td><td>305</td><td>12</td><td>S44</td><td>34%</td></tr> <tr><td>総上小</td><td>120</td><td>6</td><td>S45</td><td>17%</td></tr> <tr><td>豊加美小</td><td>144</td><td>6</td><td>S45</td><td>17%</td></tr> <tr><td>高道祖小</td><td>205</td><td>6</td><td>S56</td><td>17%</td></tr> <tr><td>宗道小</td><td>311</td><td>12</td><td>S47</td><td>34%</td></tr> <tr><td>大形小</td><td>169</td><td>6</td><td>S46</td><td>17%</td></tr> <tr><td>下妻中</td><td>560</td><td>16</td><td>-※</td><td>46%</td></tr> <tr><td>東部中</td><td>355</td><td>11</td><td>S47</td><td>34%</td></tr> <tr><td>千代川中</td><td>244</td><td>7</td><td>H11</td><td>20%</td></tr> <tr><td>平均</td><td>280</td><td>10</td><td></td><td>28%</td></tr> </tbody> </table> ※下妻中はH21年度からプールを保有していません → 集約 【集約後】共同利用の組合せ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>基幹校</th> <th>利用校</th> <th>稼働率</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下妻小</td><td>総上小</td><td>74%</td><td>1</td></tr> <tr><td>大宝小</td><td>東部中</td><td>57%</td><td>2</td></tr> <tr><td>上妻小</td><td>騰波ノ江小</td><td>68%</td><td>3</td></tr> <tr><td></td><td>高道祖小</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>宗道小</td><td>大形小</td><td>68%</td><td>4</td></tr> <tr><td></td><td>豊加美小</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>千代川中</td><td>下妻中</td><td>66%</td><td>5</td></tr> <tr><td colspan="2">平均</td><td>67%</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 児童・教員の移動は、単価契約しているバス2台で約15分程度、各バスに教師1名が添乗して移動			校名	児童数	学級数	建設年	稼働率	下妻小	590	20	S46	57%	大宝小	226	8	S57	23%	騰波ノ江小	124	6	S44	17%	上妻小	305	12	S44	34%	総上小	120	6	S45	17%	豊加美小	144	6	S45	17%	高道祖小	205	6	S56	17%	宗道小	311	12	S47	34%	大形小	169	6	S46	17%	下妻中	560	16	-※	46%	東部中	355	11	S47	34%	千代川中	244	7	H11	20%	平均	280	10		28%	基幹校	利用校	稼働率	番号	下妻小	総上小	74%	1	大宝小	東部中	57%	2	上妻小	騰波ノ江小	68%	3		高道祖小			宗道小	大形小	68%	4		豊加美小			千代川中	下妻中	66%	5	平均		67%	
校名	児童数	学級数	建設年	稼働率																																																																																																								
下妻小	590	20	S46	57%																																																																																																								
大宝小	226	8	S57	23%																																																																																																								
騰波ノ江小	124	6	S44	17%																																																																																																								
上妻小	305	12	S44	34%																																																																																																								
総上小	120	6	S45	17%																																																																																																								
豊加美小	144	6	S45	17%																																																																																																								
高道祖小	205	6	S56	17%																																																																																																								
宗道小	311	12	S47	34%																																																																																																								
大形小	169	6	S46	17%																																																																																																								
下妻中	560	16	-※	46%																																																																																																								
東部中	355	11	S47	34%																																																																																																								
千代川中	244	7	H11	20%																																																																																																								
平均	280	10		28%																																																																																																								
基幹校	利用校	稼働率	番号																																																																																																									
下妻小	総上小	74%	1																																																																																																									
大宝小	東部中	57%	2																																																																																																									
上妻小	騰波ノ江小	68%	3																																																																																																									
	高道祖小																																																																																																											
宗道小	大形小	68%	4																																																																																																									
	豊加美小																																																																																																											
千代川中	下妻中	66%	5																																																																																																									
平均		67%																																																																																																										

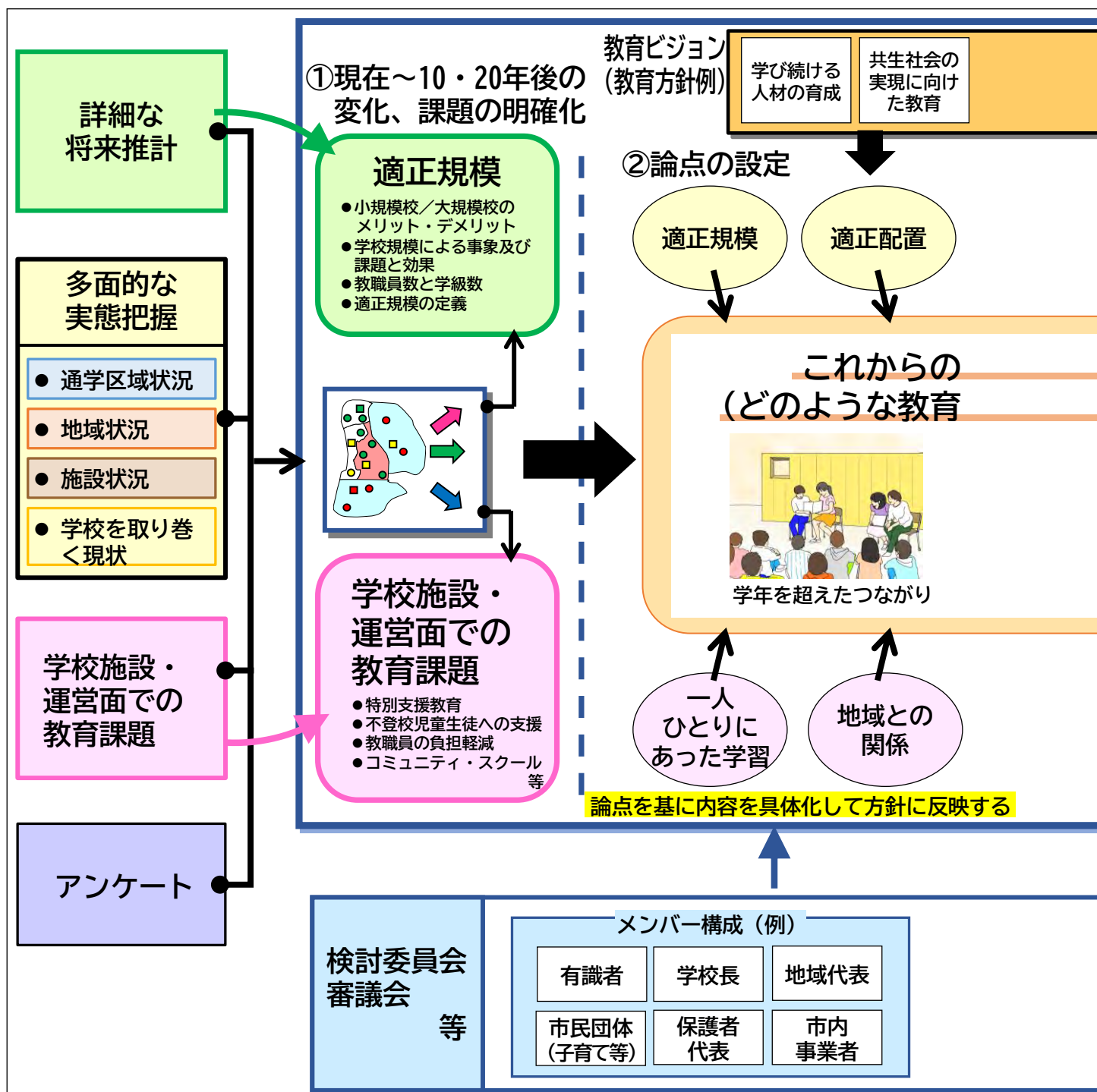
民間プールの活用	施設、指導、移動の面で民間プールを活用	佐賀県伊万里市 小学校14校・中学校7校															
現状の課題 2小学校プールは鋼製プールで、老朽化により毎年多くの錆が発生 - 両校で6,000万円程度の大規模改修費が必要と見込まれたが予算確保が難しく、対応策を見直す必要があった	対応策 - 近くの民間プールを活用し、天候に左右されず環境の安定したプール施設とする。 - 水泳の専門員の指導のもと、計画的な授業実施が可能。	効果 ● 教育的効果 - 水泳専門のインストラクターにより効果的な指導が可能 - 水温や水質、衛生管理など安定した環境で授業ができる - 複数人で指導するため習熟度別指導が可能 等 ● 財政的効果 - 大規模改修して使用し続ける場合と比較して、コストを抑制できる															
【民間プールの概要と委託内容】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>民間プール</th> <th>A スイミングクラブ</th> <th>B スイミングクラブ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用学校</td> <td>牧島小学校</td> <td>大川内小学校</td> </tr> <tr> <td>プール概要</td> <td>屋内 25m×6 コース ・水深 1.1m～1.2m×5 コース ・幼児用水深 0.7m×1 コース</td> <td>屋内 25m×5 コース ・水深 0.9m～1.2m×4 コース ・幼児用水深 0.5m×1 コース</td> </tr> <tr> <td>移動</td> <td>民間プールが保有するバスで約5分</td> <td>民間プールが保有するバスで約8分</td> </tr> <tr> <td>授業での利用</td> <td>プールの一般利用前の8時～10時に授業をする場合は貸切りで行い、10時以降は一般利用とレーンをわけて2～3コースのみを使用。</td> <td>プールの一般利用が休みの月曜日は貸切りで行い、その他の曜日は一般利用とレーンをわけて2～3レーンを使用。</td> </tr> </tbody> </table> ※ 2学年同時、学校の教員2名と民間プールの指導員2名により指導を実施 ※ 児童と教員の送迎は、民間プールがバスの確保及び運転業務を行う			民間プール	A スイミングクラブ	B スイミングクラブ	利用学校	牧島小学校	大川内小学校	プール概要	屋内 25m×6 コース ・水深 1.1m～1.2m×5 コース ・幼児用水深 0.7m×1 コース	屋内 25m×5 コース ・水深 0.9m～1.2m×4 コース ・幼児用水深 0.5m×1 コース	移動	民間プールが保有するバスで約5分	民間プールが保有するバスで約8分	授業での利用	プールの一般利用前の8時～10時に授業をする場合は貸切りで行い、10時以降は一般利用とレーンをわけて2～3コースのみを使用。	プールの一般利用が休みの月曜日は貸切りで行い、その他の曜日は一般利用とレーンをわけて2～3レーンを使用。
民間プール	A スイミングクラブ	B スイミングクラブ															
利用学校	牧島小学校	大川内小学校															
プール概要	屋内 25m×6 コース ・水深 1.1m～1.2m×5 コース ・幼児用水深 0.7m×1 コース	屋内 25m×5 コース ・水深 0.9m～1.2m×4 コース ・幼児用水深 0.5m×1 コース															
移動	民間プールが保有するバスで約5分	民間プールが保有するバスで約8分															
授業での利用	プールの一般利用前の8時～10時に授業をする場合は貸切りで行い、10時以降は一般利用とレーンをわけて2～3コースのみを使用。	プールの一般利用が休みの月曜日は貸切りで行い、その他の曜日は一般利用とレーンをわけて2～3レーンを使用。															

3 これからの学校像・求められる学習環境

① 教育ビジョン（教育方針）

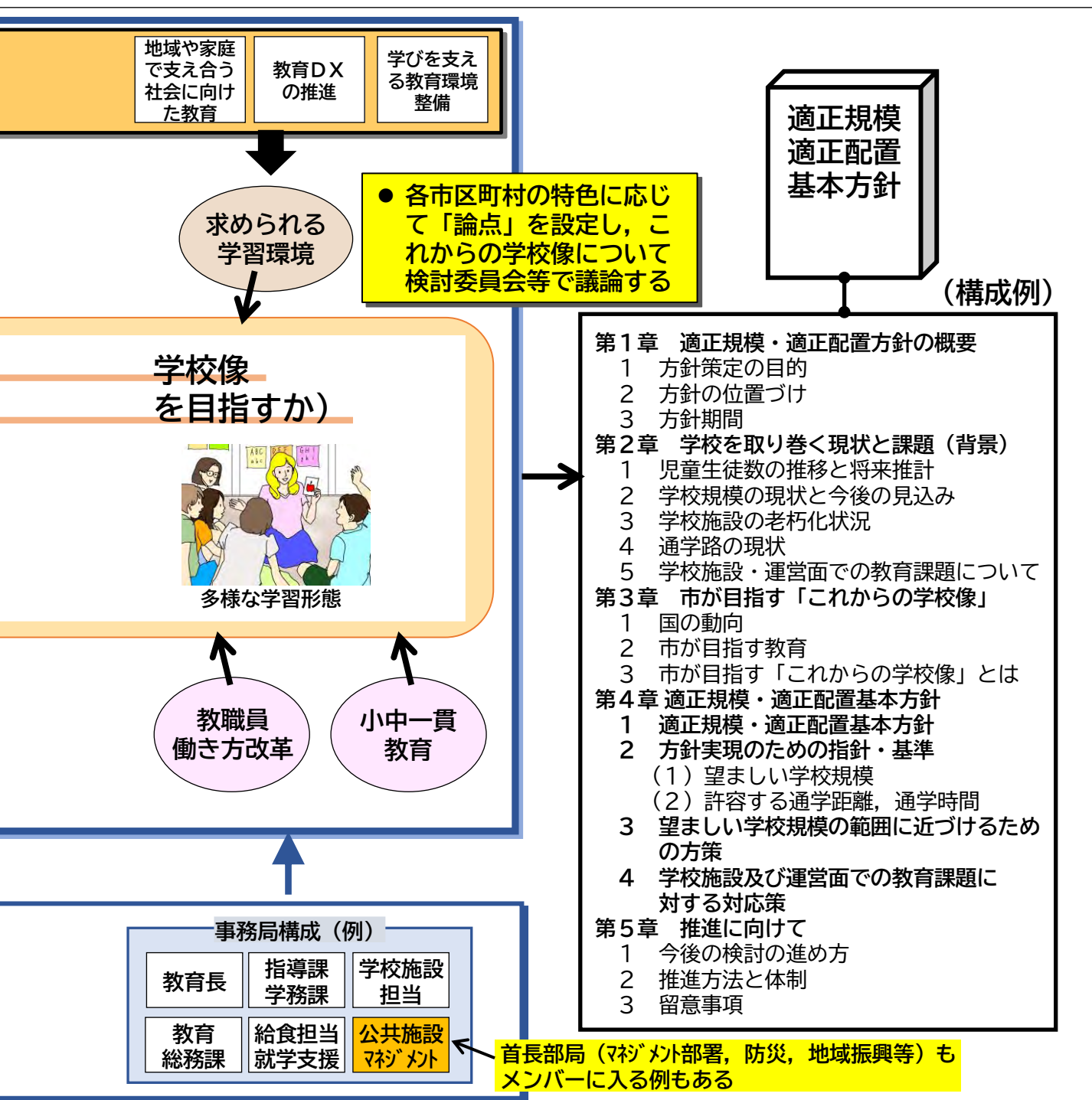
ここまで解説した詳細な将来推計と多面的な実態把握、さらには学校施設・運営面での教育課題を踏まえた論点を設定して、検討委員会などで教育ビジョン(教育方針)を考えます。論点としては、例えば、「適正規模」「適正配置」「求められる学習環境(施設面)」「地域との関係」「一人ひとりにあった学習」「教職員の働き方改革」などが考えられます。

将来推計から考える学校の適正規模・適正配置の在り方は、今後もまだ増加予測の地域やすでに全市的に小規模化が進む地域など、各市区町村で検討段階が異なるものと思われますが、学校施設・運営面での課題への対応は、全ての市区町村で検討が求められていると考えられます。地域の実情に応じて優先して取り組むべき課題を見定めながら、望ましい教育環境の実現に向けて対応策を検討することが重要です。



検討にあたっては、有識者や学校長など学校関係者、保護者の代表や地域住民も加わった検討委員会等を設置し、それぞれの立場から一緒に話し合う中で多様な意見をくみ取り、合意を形成していくことが必要です。また、事務局には、教育委員会の各課はもちろん、市区町村によっては、首長のリーダーシップの下、公共施設マネジメント担当や防災担当、地域振興担当など首長部局の関係課が参加する例もあります。

検討委員会の議論で最も大切なことは、“市区町村としてこれからどのような教育を目指すのか”といった、教育ビジョン(教育方針)を念頭に置いて検討することです。どんな子を育てたいか、各市区町村の特性を活かしたこれからの教育のあり方・学校像について、幅広く議論をして、“望ましい学習環境を確保するための適正な学校規模・適正配置”や“実現のために必要な施設・設備”といった視点で、できるだけ具体的に議論することが重要となります。



② 適正規模・適正配置の定義／基準

○ 学校の適正規模

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です。手引にもある通り、学校規模適正化の検討に際しては、12 学級を下回るか否かだけではなく、12 学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。

また、学校規模適正化の検討に当たっては、国が示している学校規模の標準の単位である学級数に加え、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのか、また課題を最小化するためにどういった対応が考えられるのかなどを明らかにすることが重要です。この点について、一部の市区町村においては、学校統合の適否の検討の開始に係る基準（いわゆる要検討基準）として、学校全体の児童生徒数を定めている例もみられます。

さらに、一部の市区町村においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例もみられます。地域によっては、標準を超える規模を分類して、独自に大規模校や過大規模校の目安を設定し、必要な対応を検討している事例もみられます。

○ 学校の適正配置（通学条件）

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。そのため通学条件は通学距離によって捉えることが一般的となっています。

さらに手引では、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であるとしています。

<国における標準規模の定義>

- 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）
第 41 条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
（同第 79 条により、中学校に準用）
第 79 条の3 義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）
（適正な学校規模の条件）
第4条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
 - 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km 以内、中学校にあってはおおむね 6km 以内であること。
2 5学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。

③ 適正規模に近づけるための対応策（例）

学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを生かした学校づくりを行うかなど、活力ある学校づくりをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づき判断していくことになります。

市区町村においては、学校規模の確保に向け、まずは通学区域の見直しや学校選択制（特に特認校制度）の導入などの取組が進められ、児童生徒数の減少や急増に対応している例が見られます。また、学校の統合に当たっては、通学に伴う負担軽減の観点から地域の公共施設の一部を活用し分校を設置することで小学校低学年中学年は地域に身近な分校に、高学年はスクールバス等により本校に通う方法や、近隣の市区町村が連携して組合立学校を設置するなど、地域の実情に応じた様々な選択肢が考えられます。また、地理的要因や地域事情により学校存続を選択した場合には、少人数を生かしたきめ細かな指導を充実するとともに、ICT を活用した遠隔合同授業等の取組により協働学習をより充実させるなど、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することで、教育の魅力化・充実化を図ることが必要です。

一方で、児童生徒数の急増が課題となっている地域においては、分離新設・増築や施設転用、教員配置等による課題の解消に取り組むことが求められています。

<適正規模に近づけるための対応策（例）>

通学区域の見直し	通学区域を見直す	
学校選択制	① 自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	② ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③ 隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④ 特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
	⑤ 特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
統 合	① 既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
	② 新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
	③ 分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
地域の状況を踏まえた工夫	① 分校	例えば小学校低学年までは地元の分校に通い、高学年になったら本校に通うこととする 他の公共施設の一部を活用して、分校（分教室）を設置する
	② 組合立学校	近隣の地方公共団体との組合立学校の設置
	③ 遠隔合同授業等	ICT を活用した遠隔合同授業 複数の学校が連携して専科指導の充実を図る
校舎の増改築等	既存校舎に増築または改築	
	施設転用	
新設	新設校の設置	

4 適正規模・適正配置方針 基本構成例

ここまでの手順を経てまとめられた適正規模・適正配置方針の基本構成の例を以下に示します。下は、神奈川県小田原市(左)と座間市(右)がまとめた基本方針です。

ともに、「現状と課題」では、将来推計結果や多面的な実態把握より主要な内容を記載し、方針の根拠となる実態・課題を整理し、それを受けて、「方針と対応策」として、適正規模や適正配置の定義、そのための対応策を整理しています。「これからの学校像」としては、今後目指す教育の姿を明文化して、この取組の目的を明確にしています。両市とも、学校づくりの方向性や対応策を語る前に、教育ビジョン(教育方針)を示していることが分かります。

【すでに小規模校が存在】

小田原市新しい学校づくり推進基本方針

- 第1章 「新しい学校づくり推進基本方針」とは
- 1 「新しい学校づくり推進事業」の位置付け
 - 2 基本方針策定の目的と構成
 - 3 検討経過

- 第2章 社会情勢の変化と学校教育の方向性
- 1 社会情勢の変化
 - 2 新しい時代の学校教育の姿

第3章 本市が目指す教育の姿

- 1 社会力の育成
- 2 本市が目指す学校教育
- 3 目指す姿の実現に向けた基本的な考え方

これからの学校像

第4章 本市が目指す教育の姿を体現する「新しい学校」

- 1 「新しい学校」とは
- 2 「10年後の新しい学校」のイメージ

第5章 「新しい学校づくり」を実現するための検討事項

- 1 学校における学び
 - (1) インクルーシブ教育
 - (2) 地域資源を生かした学び
 - (3) デジタルを活用した学び
- 2 学校と地域との関係
 - (1) 学校運営への参画
 - (2) 地域の防災機能
 - (3) 他の施設との複合化
- 3 学校のマネジメント
 - (1) 教職員の配置と働く環境
 - (2) 学校施設の整備と管理
 - (3) 学校運営費と整備費
- 4 学校配置の考え方
 - (1) 学びの規模
 - (2) 学校配置の方策
- 5 実現に向けたプロセス
 - (1) 多様な主体との合意形成
 - (2) 庁内の検討体制

現状・課題

方針と対応策

第6章 今後の検討に向けて

- 1 「新しい学校づくり推進基本計画」とは
- 2 「新しい学校づくり施設整備指針」とは
- 3 今後のスケジュール

【現状ではまだ小規模校はない】

ざま魅力ある学校づくり方針 ～ 今後の学校施設の在り方及び望ましい規模・配置について～

第1章 ざま魅力ある学校づくり方針の概要

1. 方針策定の背景と目的
2. 方針の位置づけ
3. 方針の期間
4. 検討経過

現状・課題

第2章 学校を取り巻く現状と課題(背景)

- 1 施設の状況
 - (1) 学校施設の状況
 - (2) 給食室の状況
 - (3) 市立プールの状況
 - (4) 今後の維持・更新コスト
2. 児童生徒数・学級数の動向
 - (1) 市全体の動向
 - (2) 中学校区ごとの動向
 - (3) 学校別学級数の動向
3. 一人ひとりの状況に合った学習
 - (1) 特別支援教育
 - (2) 国際教育
 - (3) 少人数教育
 - (4) 教育支援教室「つばさ」
4. 学校に関連するコスト(資産)

第3章 座間市が目指す「魅力ある学校」

1. 国の動向
 - (1) 「令和の日本型学校教育」に求められるもの
 - (2) 新しい時代の学びとそれを支える環境整備
2. 座間市が目指す教育(学校像)
 - (1) 第3期座間市教育大綱
 - (2) 第2期豊かな心を育むひまわりプラン
3. 座間市が目指す「魅力ある学校」
 - (1) 「魅力ある学校」とは
 - (2) 「魅力ある学校」のイメージ

これからの学校像

第4章 ざま魅力ある学校づくり方針

1. ざま魅力ある学校づくり方針 3つの柱
2. 方針実現のための指針・基準
 - (1) 望ましい学校規模
 - (2) 望ましい学校配置
3. 方針実現のための方策
 - (1) 望ましい学校規模の範囲に近づけるための対応策
 - (2) 学校施設および運営面での共通課題に対する対応策

方針と対応策

学校施設・運営面での
教育課題に関する対応策

第5章 推進に向けて

1. 今後の取組の進め方
2. 部局横断的な連携
3. 留意事項

座間市の場合は、現在、小規模校はありませんが、施設の老朽化対策が急務であることと、将来的な児童生徒数の減少を見据えて方針を策定しました。そのため、現在すでに直面している「**2**学校施設・運営面における教育課題及び対応検討」(P.18)に該当する課題への対応を始めることを念頭に、基本方針のなかで実態・課題を整理し、対応策をまとめています。これらの課題の中には、今後の児童生徒数・学級数の減少を待たずに検討に取り掛かれるものもあることから、将来の児童生徒数・学級数の変化に応じて、望ましい学校規模や学校配置の検討とあわせて対応を検討することを明文化しています。

5 方針実現のための方策

望ましい学校規模・配置に近づけるための対応策

児童生徒数の減少が予測される中で、学校の規模・配置について検討する場合には、方針実現のための指針・基準に照らし合わせながら、地域の実情に応じた対応策を検討します。

対応策	対応策の概要
通学区域の見直し	通学区域を見直す
校舎の増改築	既存校舎を増築または改築
統合等	複数校を統合して新設校を設置したり、1校を分割して、他の学校に統合したりする
学校選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接区域内の希望する学校に就学を認める等

すでに生じている施設運営面の課題に対する対応策

現在すでに生じている施設運営面の課題についても、対応策に沿って検討します。

課題の種類	現状の実態・課題	対応策
校舎・屋内運動場以外の施設への対応	水泳指導	・近隣の民間屋内プールを使用
	給食	・小学校給食は校舎更新に備えて提供方法を研究 ・中学校給食は全員喫食を目指し実現の可能性を探る
一人一人の状況に合った学習への対応	特別支援教育	・対象児童生徒が急増 ・通級指導教室の要望増
	国際教室、少人数指導 不登校対応	・施設更新時に間仕切り可能な教室を設置し需要に応える ・民間との連携や教育支援教室の分教室確保を検討
地域とともにある学校づくりへの対応	コミュニティ・スクールの推進	・令和4年度から全校で開始
	他の公共施設との複合化・共用化	・セキュリティ等安全面の確保が必須 ・学校と区画や動線を分ける ・学校と地域が互いにメリットを感じる複合化を検討
通学区域の見直し等	通学区域の見直し	・学区見直し案の検討及び学区再編の実施など
	学校規模等の不均衡	・小学校区と中学校区が一致していない地域がある ・学校配置と児童の分布に偏りがある学区がある

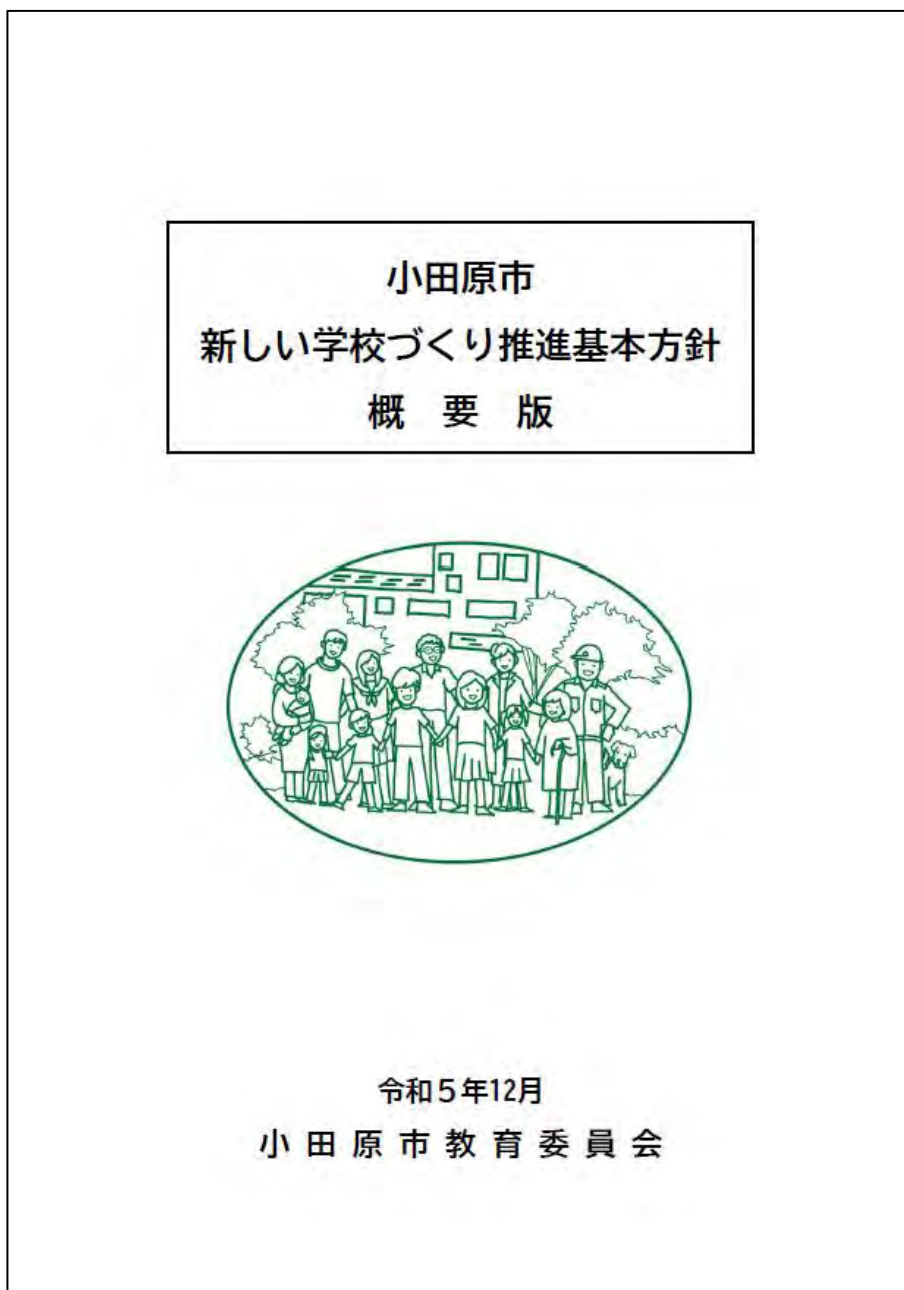
5 基本方針の見える化

基本方針をまとめる過程においては、行政が一方的に進めるのではなく、これからの学校の在り方に関する学校関係者や保護者、地域の方々の願いや思いを受け止めながら、関係者の理解と協力を得て進めていくことが重要です。

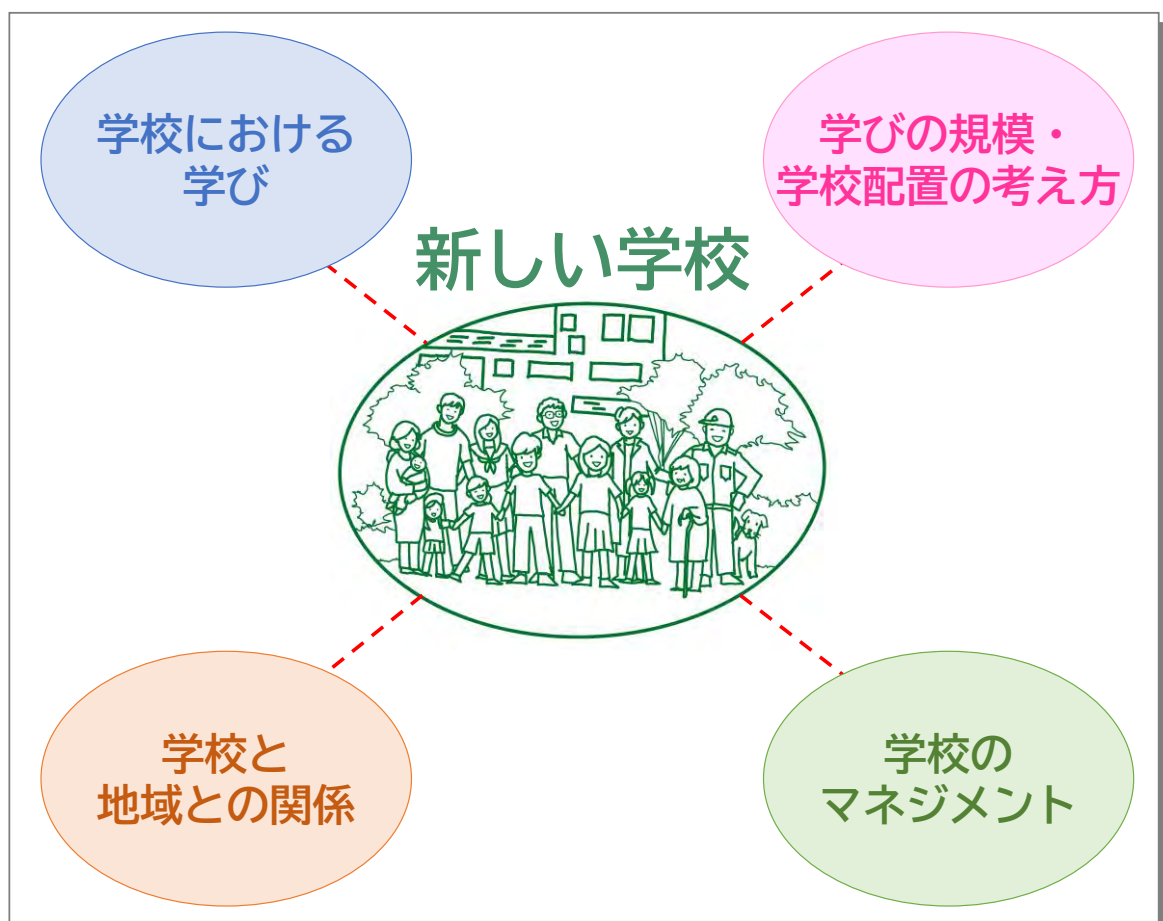
また、基本方針の内容をより多くの学校関係者や保護者、地域の方々に理解していただくには、文書としてまとめるだけでなく、どのような教育環境を目指すのか、という点を明確にして、この取組が、学校の数を見直すことが目的ではなく、「これからの学校像／求められる学習環境」の実現に向けての取組であることを理解していただくことが非常に重要です。そのため、イラストなどを用いて、方針の内容を分かりやすく見える化し、それを例えば「概要版」として説明会などで活用するなど、取組内容を広めていくことが大切です。

基本方針の見える化の事例として、神奈川県小田原市と座間市の事例をご紹介します。小田原市では、地域説明会でこの概要版を活用し、これから小田原市の目指す新しい学校像について説明しています。

例① 「小田原市新しい学校づくり推進基本方針」令和5年12月



『新しい学校』は、小田原市が目指す「社会力を育むための学び」を実現する場所です。



『新しい学校』は、地域の学びの拠点です。
実現に向けては、各地域で、地域ごとの『新しい学校』の目指す姿やビジョンを具体化していきます。

学校における学び

- 「新しい学校」を形にしていくうえで前提となるのが、学校においてどのような学びを実現していくのか、その理念と具体の方向性です。
- 本市がこれまで取り組んできた小田原ならではの学びを継承し、より充実させていくという観点から、人の多様性を認め合う「**インクルーシブ教育**」、地域の多様性を知り、生かしていくための「**地域資源を生かした学び**」、そして「**デジタルを活用した学び**」の3つを、「学校における学び」の柱と位置付け、ハードとソフトの両面で充実させていくことを目指します。

<支援を要する児童生徒数・学級数の推移>

	平成24年度	平成29年度	令和4年度	令和5年度
全児童生徒数	15,153人	13,787人	12,792人	12,571人
支援を要する児童生徒数 <割合>	232人 <1.53%>	359人 <2.60%>	647人 <5.06%>	723人 <5.75%>
支援学級数	72学級	94学級	129学級	145学級

<地域の特色ある学び>



近くの田んぼで稲作体験



片浦レモンの収穫体験



生徒による小田原城ガイド

<ICT活用による学びの充実>



大画面の画像を児童の端末に送ることで詳細まで共有



zoomなどのオンライン会議システムを活用して外部の人に質問をする。



前回の図工の授業で書いた墨絵にコメントしあい、友達の作品から学ぶ。

学校における学び

● 全ての子供が共に学び合う「インクルーシブ教育」の実現

- ・ 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子供が共に学び合う「インクルーシブ教育」の実現を目指し、それぞれの教育的ニーズに対し最適な教育活動を行うための、多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- ・ 支援教育の充実に向けては、支援を要する児童生徒数が増加している一方、施設整備や人員の確保等の課題があることから、一部拠点化や通級指導教室の拡大等について検討します。



特別支援学級と通常の学校の教室は仕切りを外せば一体で使うことができ、交流しやすくなっています。



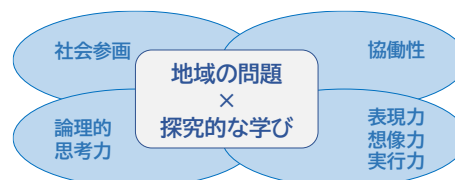
支援が必要な子供たちも一緒に学習を行っています。

● 地域資源を生かした学びの充実

- ・ 地域資源を活用した小田原版STEAM教育や地域をフィールドにした体験学習等、地域の多様性を最大限活用した学びを、これまで以上に充実させていきます。
- ・ 体験学習や探究的な活動に取り組みやすい学習空間や、学校と地域との協働や共創を促す空間について検討します。



民間企業と連携して、小田原版STEAM教育が全ての中学校で展開されています。



STEAM教育: Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術)、Mathematics(数学)等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

● 学びの可能性を広げるデジタルの活用

- ・ デジタル技術の進化に対応しながら柔軟かつ積極的に活用し、学びの可能性を広げることにより教育の質の向上につなげます。
- ・ ICT活用を含めた多様な学習スタイルに対応できる可変性の高い学習空間など、学校施設整備の具体的な方向性について検討します。



モニターと1人1台の端末を組み合わせ、海外とオンラインでの交流学習などがスムーズに行われています。



図書館は読書・学習・情報のセンターの機能を持ち、効率的なグループ学習などが行えるようになります。

ざま魅力ある学校づくり方針

～ 今後の学校施設の在り方及び
望ましい規模・配置について ～

(概要版)



令和6年3月
座間市教育委員会

1 新しい時代に求められる学習環境

フレキシブルに使える空間で 多様な学習形態に対応



- ・オープンスペースを整備して、移動可能な机やいすなどを設置し、フレキシブルに使える空間を作る。
- ・間仕切りで区切れる教室を作り、少人数指導や国際教室などでも活用する。

自分たちの作品が学校を飾る



- ・廊下スペースを有効活用し、学習発表や作品展示ができるコーナーを設置するなど廊下を楽しむ場所に。
- ・手に取れたり視界に入る資料があることで、情報収集力が自然と身につく空間づくりを図る。

半屋外テラスやどこでもプロジェクターなど 学習のきっかけとなるしかけを身近に



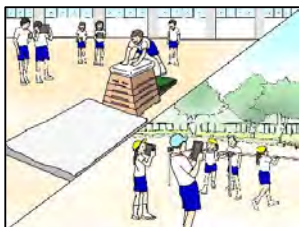
- ・半屋外テラスなど、教室から近い場所で植物観察等が身近にできる環境をつくる。
- ・壁をどこでもプロジェクターにし、意欲的に発表ができる環境を整える。

校内どこでも気軽に体力づくり



- ・半屋外で上履きのまま体を動かせる。
- ・ボルタリングやバランスボールなどを使ったトレーニングで体力づくり。

どこでも使える Wi-Fi環境の整備



- ・運動場など屋外を含め校内どこでもタブレットが使えるようにすることで、植物観察や体育でのフォーム確認など意欲的な学習の幅をひろげる。

学校全体が 環境教育の教材



- ・自然を観察できる屋外空間を整備し、地域ボランティアと一緒に学ぶ環境をつくる。

学校図書館の メディアセンター化



- ・学校図書館をメディアセンター化し、調べ学習の拠点に。
- ・読み聞かせスペースを設置し、学年を超えた交流へ。

共通

一人ひとりに応じた支援がしやすい環境

和室での交流

2 子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校施設

一人一人に応じた 支援がしやすい環境



- ・居心地の良いマルチルームを設置し、間仕切りで区切れるようにする。
- ・それぞれの小部屋は、カウンセリング、不登校支援の居場所、児童のクールダウンスペースなどとしても活用する。

心地よいトイレ・更衣室の 設置で学校生活を豊かに



- ・きれいで明るいトイレや、みんなのトイレの設置、更衣室の整備などを行い、児童生徒の生活環境の改善へ。

豊かな緑に囲まれながら



- ・果実のなる樹木を植樹し、一息つける木陰のある空間を設ける。
- ・運動場を整備し、子どもが安全に伸び伸びと力を発揮できる場に。

「教室の机」以外の居場所の確保



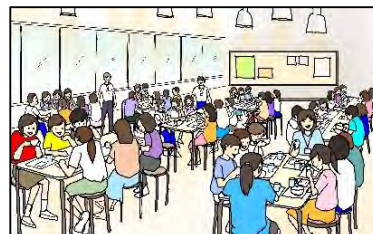
- ・ベンチやテラスなど、児童生徒の居場所となる空間を作り、クラスや学年の垣根を超えた交流にもつなげる。

機能的かつ開放的な職員室へ



- ・個人・グループのワークスペースや教職員の休憩スペースを設置する。
- ・ロビー、応接室や電話スペースの設置等校務を行いやすい環境にする。
- ・心にゆとりをもてる職場環境として、先生の姿が身近に感じられる空間へ。

様々な活用ができるランチスペース



- ・給食をとおした食育、異学年交流・コミュニケーションが広がる場。
- ・地域との食事会、災害時やイベント時などにも活用できる。

共通

屋外空間の充実

半屋外テラス

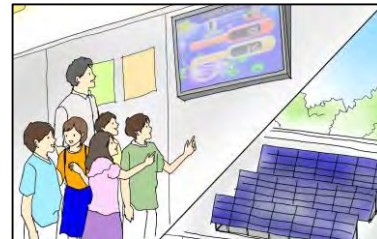
フレキシブルな空間・部屋

快適に使える校庭・体育館



- ・埃が立たず転んでも安全なグラウンド
- ・空調を設置するなど、快適に使える体育館を整備する。

環境に配慮した校舎



- ・太陽光発電や蓄電池、断熱化等によるカーボンニュートラル化への対応。
- ・一次エネルギー消費量等を見える化して、理科教育や環境教育に活用する。

3 地域とともにある学校

和室での交流



- ・複合化した施設に和室を設置し、日本の文化や伝統を学ぶ。
- ・国際交流の場として活用する。
- ・児童とボランティアが校庭で育てた果実を食べるような空間としても活用できる。

何かができる・みんなに会える場



- ・地域に必要な機能との複合化により、多世代との交流の場に。
- ・児童生徒にとって地域の方々との活動が身近になり、交流や体験の機会が生まれる。

地域みんなで子どもを守る



- ・複合施設の入口は学校と分け、地域の方が来訪者に声掛けしやすい構造とする。
- ・みんなにとって安心・安全のある学校に。

学校と地域をつなぐ拠点に



- ・コミュニティ・スクールの拠点となる部屋を校内に設置する。
- ・読み聞かせ、学習ボランティアの拠点として、学校の困りごと・地域の困りごとに対応する拠点施設へ。

共通

屋外空間の充実

ランチスペース

体育館の環境整備

(4) まとめ

適正規模・適正配置の方針を策定するに当たってのポイントをまとめます。

- **適正規模・適正配置は、統廃合が目的ではなく、課題解決に向けて望ましい教育環境を実現することが目的**

本章では、適正規模・適正配置の方針を策定する手順や実施例を解説しました。適正規模・適正配置は小規模な学校を廃止して学校の数を見直すことが目的ではなく、教育現場が抱える様々な課題を総合的に解決しながら、望ましい教育環境を実現するのが最大の目的です。統合はそのための方策の一つではありますが、そのほかにも、ICT などデジタル技術の活用によるネットワーク化や他の公共施設との複合化・共用化など様々な選択があります。

方針の検討に当たっては、行政が一方的に進めるのではなく、関係者の理解と協力を得ながら、それぞれの市区町村の地域の実情に応じて最適解を見つけ、望ましい教育環境の実現を目指して取り組むことが非常に重要です。

- **学校施設・運営面での課題（特別支援教育、不登校対策、プールの在り方等）への対応は学校設置者である市区町村による域内を見渡した主体的取組が必要**

P.18 で整理した学校施設・運営面での教育課題は、多くの市区町村がすでに直面している喫緊の課題です。これらの課題はいずれも個々の学校だけでは対応できない場合が多く、市区町村全体で、場合によっては近隣の市区町村と連携しながら対応する必要があります。

将来推計を実施すると、当面は標準的な学校規模を維持でき、ただちに適正規模・適正配置に取り組む段階にない市区町村もあると思います。しかしそうしたところでも、学校施設・運営面での教育課題への対応は待ったなしの状況であり、将来の児童生徒数の変化を見据えて、望ましい教育環境の実現に向けて今後の対応策を主体的に検討する必要があります。

- **0歳から18歳までの子どもの学びと育ちを教育委員会と首長部局が一体となって支援**

0歳～18歳までの子どもの学びと育ちを一貫して支えるため、小・中学校を所管する教育委員会と首長部局にあることが多い社会福祉や子育て支援部署などが密接に連携し、一体となって様々なニーズに対応することが不可欠となっています。

小・中学校と、就学前教育・保育施設や放課後児童クラブ、役場施設等の公共施設との複合化においては、幼保小連携の一層の推進による小1プロブレムの緩和や、異年齢集団による教育活動の充実を通じた社会性や道徳性の涵養、総合的な学習の時間やキャリア教育の充実、関係機関間における情報共有・連携の促進などの効果が期待できます。

- **都道府県と市区町村の教育委員会の連携も必要**

学校現場が直面している課題は複雑化・多様化しており、市区町村だけでは対応しきれない課題も出てきています。また、市区町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定されます。上記に挙げた3つのポイントをクリアしていくためにも、広域の教育行政を担う都道府県と市区町村の連携・協力を強化していくことも、今後ますます重要となると考えます。

2 適正規模・適正配置に係る基本計画

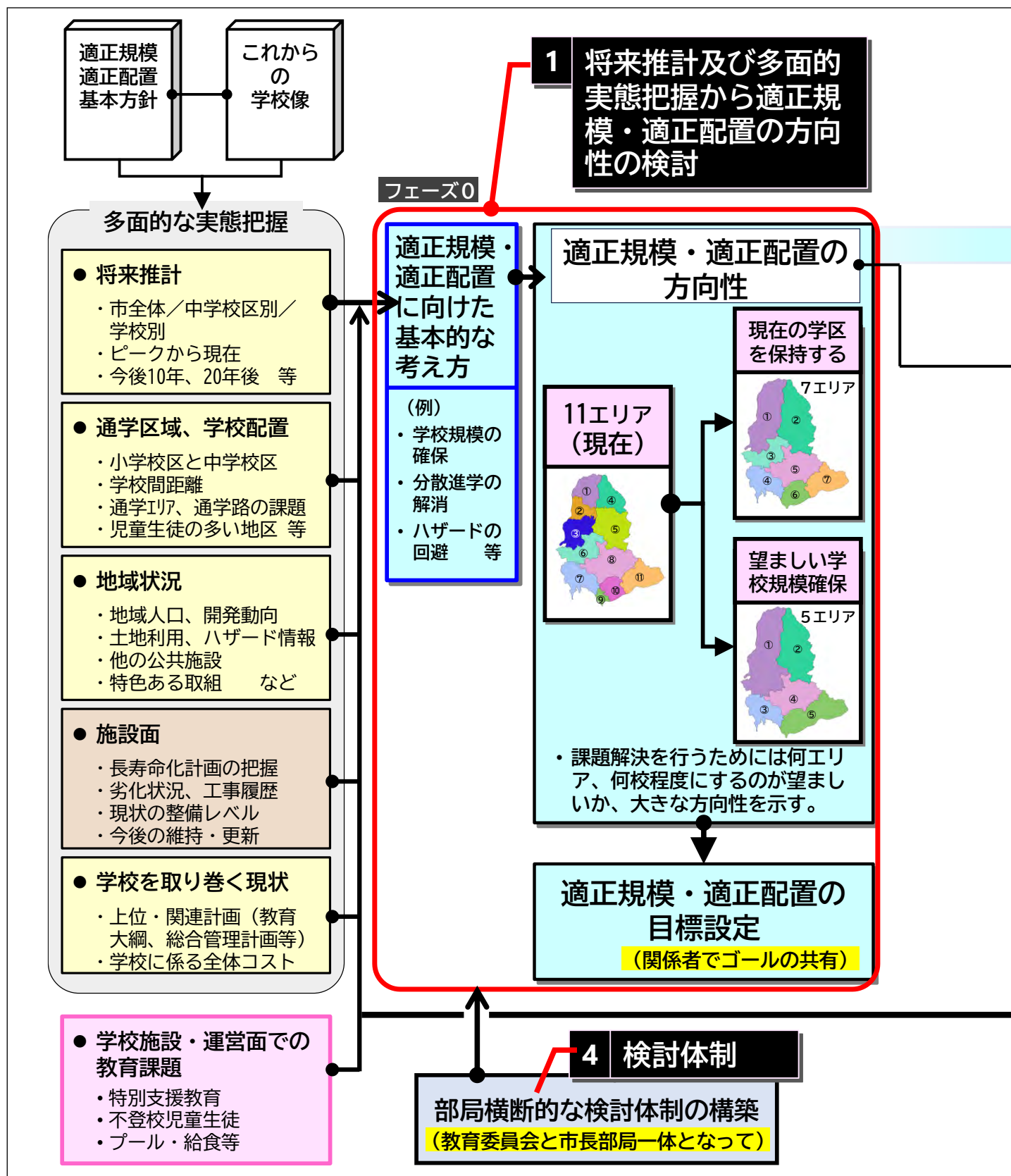
(1) 目的

適正規模・適正配置に係る基本計画は、「1. 適正規模・適正配置方針」で掲げた“望ましい教育環境”を再編によって実現していく段階です。そのためには、学校規模や配置を見直すだけでなく、学校施設や設備を整備して必要な学習環境を整えたり、人材・教材などあらゆる資源をフル活用して学習サポートを充実したり、あるいは、小中一貫教育や分校設置など新たな取組を導入するなどの方策も考えられます。将来の児童生徒数の動向を見据えながら、地域の実情に応じた様々な選択肢を検討し、具体的にどこで実現できるか落とし込み、再編計画としてまとめていくことになります。

次ページ以降で、基本計画検討の流れや実施例について、具体的に解説します。

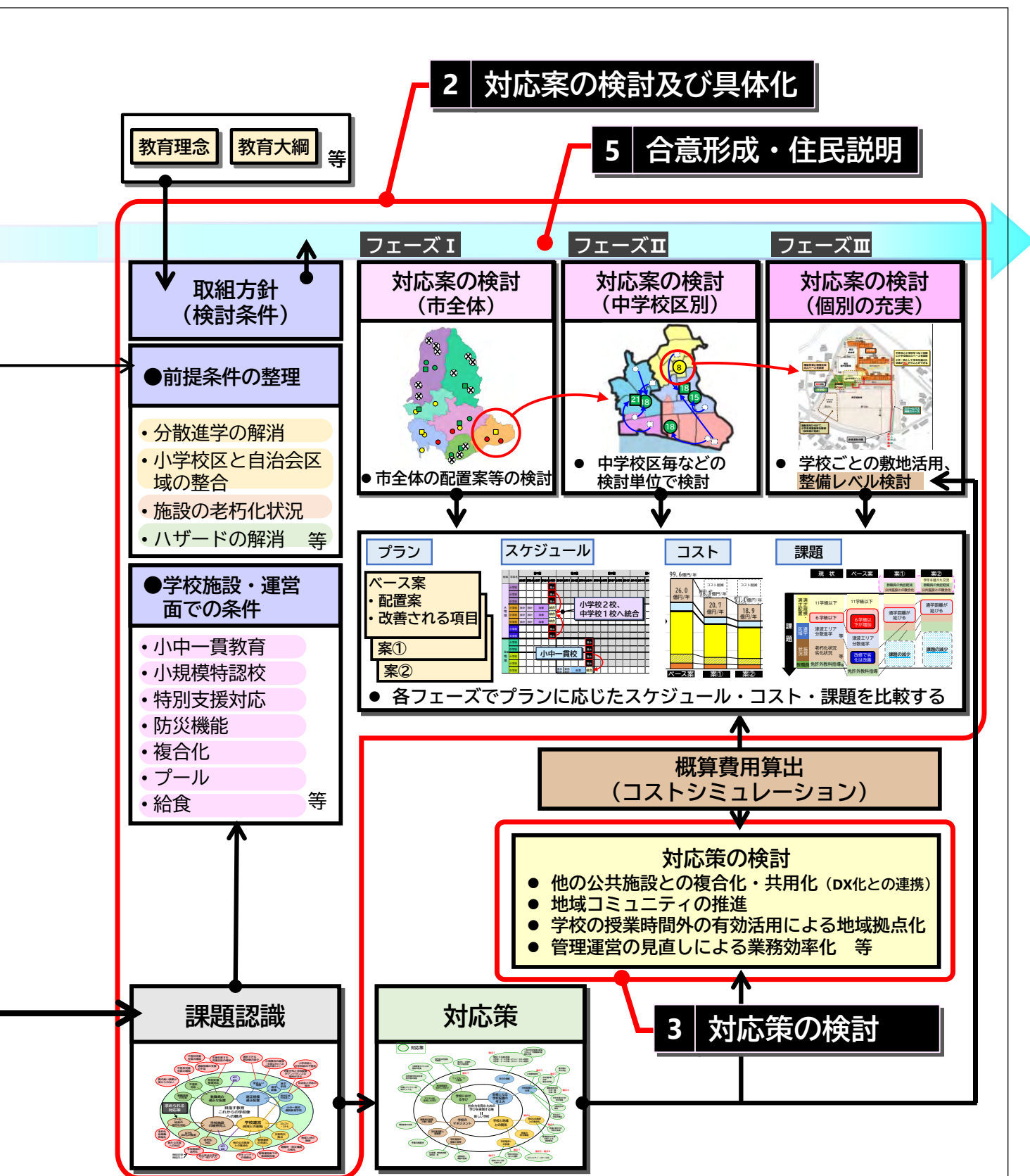
(2) 適正規模・適正配置に係る基本計画検討の業務の流れ

計画の検討に当たっては、まず、将来推計と多面的な実態把握を基に、適正規模・適正配置の方向性を見定めます〔1〕。このとき、あわせて前提条件と解決すべき課題を定めておくことが、検討を進めやすくするポイントです。そして、計画案を市区町村全体、中学校区、学校ごとの3段階(フェーズⅠ～Ⅲ)に分けて検討します〔2〕。計画案をより具体化するため複合化・共用化等の対応策についても検討し



(③), プラン検討へ反映しながら, 個別プランまでつなげます。

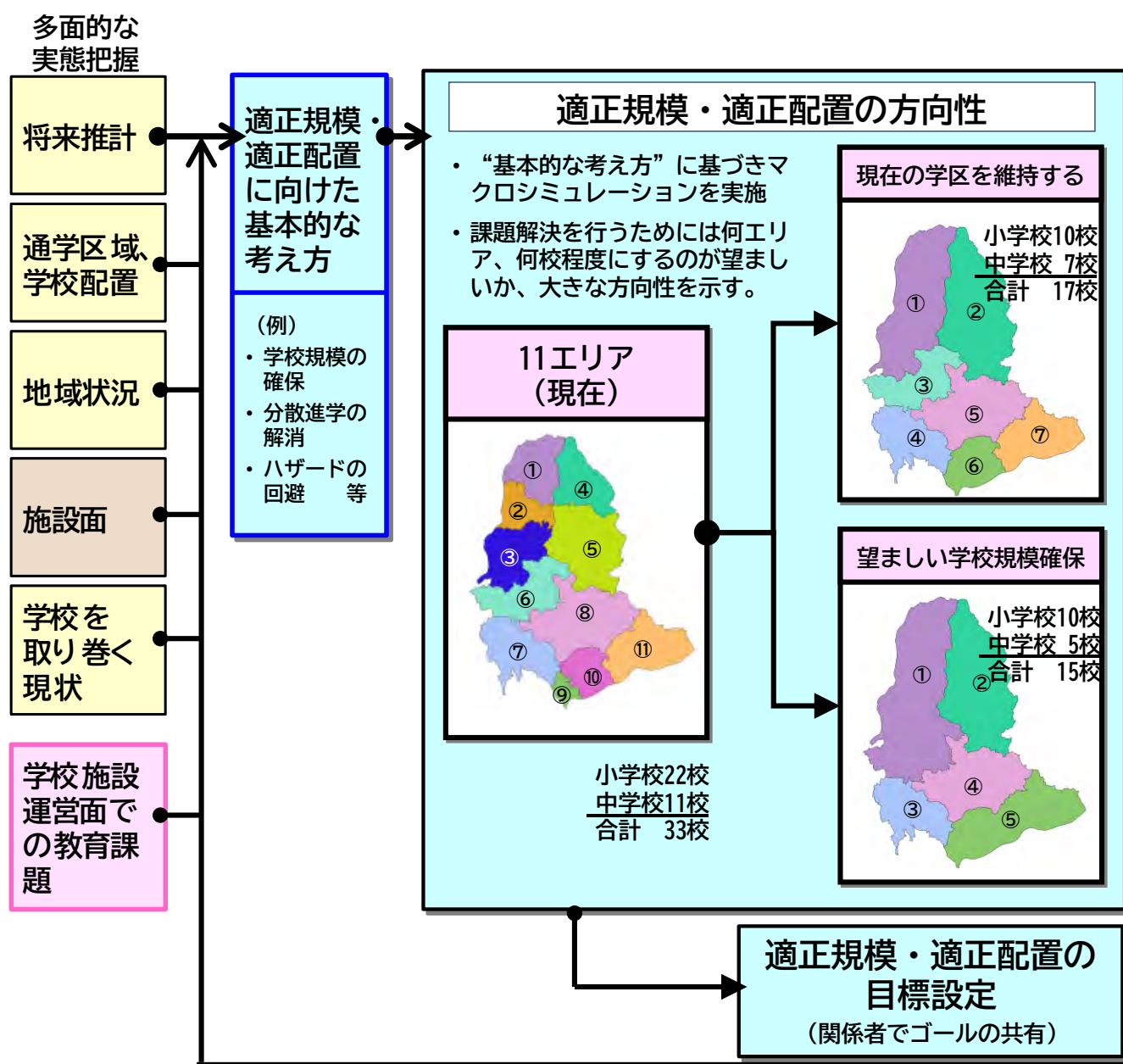
ここでは, 段階に応じた検討の進め方と合意形成手法を含めて(④・⑤), 根拠に基づく一貫した検討を行う手法について解説します。



(3) 業務の流れに基づいた実施例及び解説

1 将来推計及び多面的実態把握に基づく方向性の検討

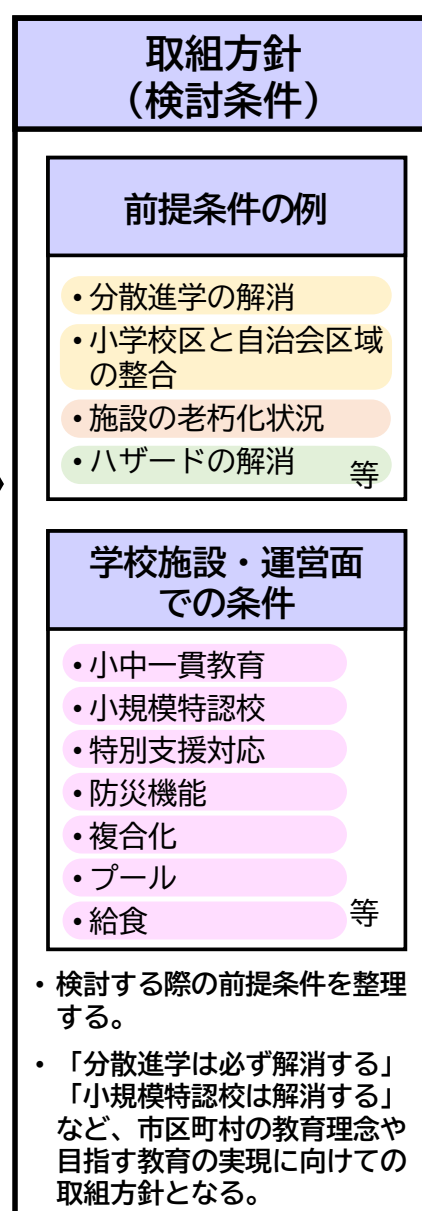
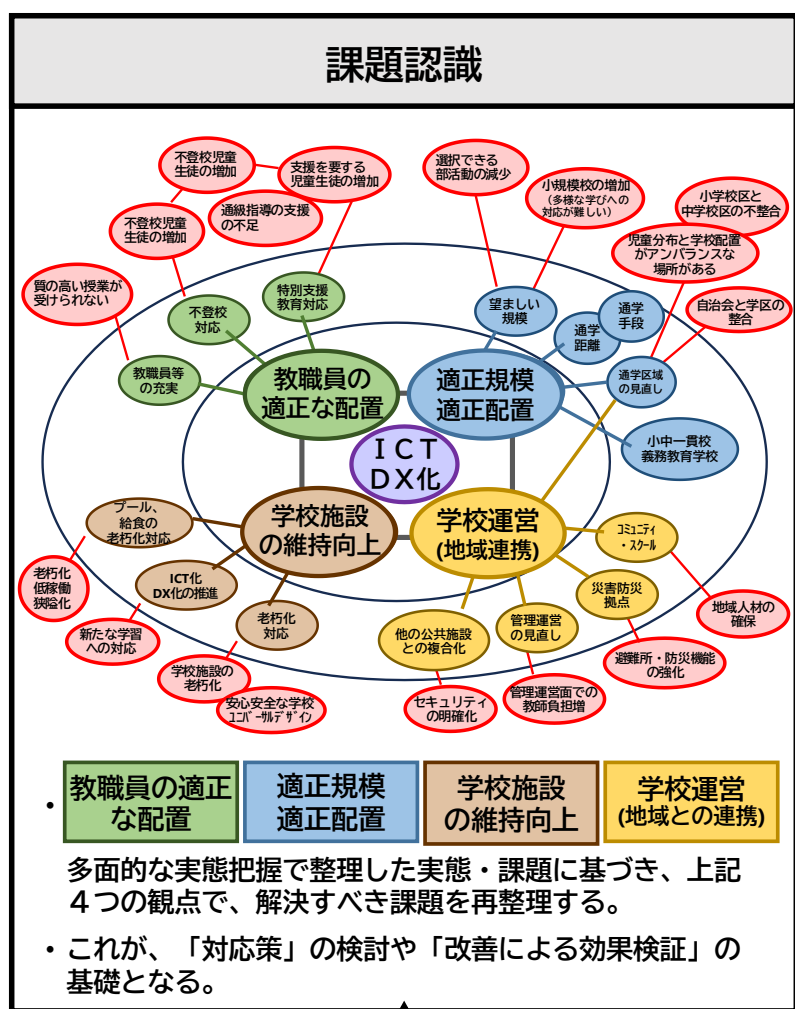
適正規模・適正配置方針策定でとりまとめた将来推計の結果や多面的な実態把握、学校施設・運営面での教育課題などを基に、まず、適正規模・適正配置の方向性を検討します。次に、決定した方向性を実施する時期と対象範囲を検討します。最も厳しく実施した場合や少し余裕を持たせた場合など、いくつかシナリオを想定して、いつ頃までにどの程度の取組が必要なのか、まず初めに示して関係者と共通理解を図ります。



2 対応案の検討及び具体化

① 取組方針及び課題整理

方向性を定めたその次に行うのは、計画実施に向けた課題の整理です。多面的な実態把握と学校施設・運営面での条件により明らかになった現状と課題から、「適正規模・適正配置」「教職員」「学校施設」「学校運営」の4つの観点で解決すべき課題を再整理します。この課題がどれだけ解決できたかも、対応案を選択する際の指標となります。さらに、確実に解決したいこと、特定の学校や地域で特に進めたい取組など、学校の適正規模・適正配置を検討する上で前提とするべき検討条件を取組方針として整理します。取組方針は、例えば「分散進学を解消」や「ハザードの解消」、あるいは検討する上では「小中一貫教育を前提とする」「小規模特認校は維持する」など、各市区町村の目指す教育や学校像に基づいたものを設定します。



対応案の検討は、市区町村全体を考えるフェーズⅠ、地域／中学校区で考えるフェーズⅡ、各校単位で考えるフェーズⅢといったように、段階毎により詳細化・成熟化させていくことが望ましいと考えます。その際、各段階とも、現状維持を「ベース案」として、ベース案との比較で検討を進めると、課題がどこまで減ったか、配置がどう変わったかなど、分かりやすくなり、関係者とも話し合いが行いやすくなります。

フェーズⅠ：市全体で検討

適正規模・適正配置 の方向性

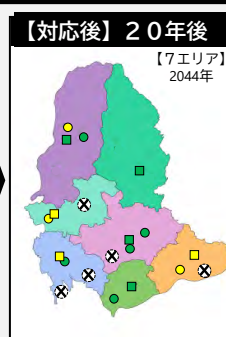
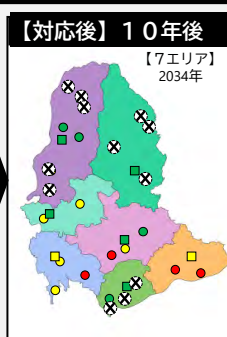
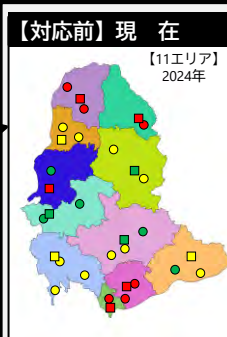
現在の学区
を維持する



小学校22校
中学校11校
合計 33校

適正規模・適正配置の 目標設定

複数プラン「10年後、20年後のパターンを複数案検討」



案② 11中学校区⇒7中学校区へ (小中一貫校設置)

案① 11中学校区⇒7中学校区へ（統廃合）

ベース案 現状維持（11中学校区を維持）

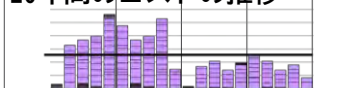
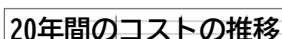
ベース案

地域	学校名	第1期					第2期							第3期							第4期				コスト		
		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044						
A 地域	小学校	設計	第1期改修					設計					第2期改修														14.8億円
	小学校															設計	第1期改修				設計	第2期改修		20.7億円			
	中学校													設計	第1期改修				設計	第2期改修		14.0億円					
	小学校				設計	第1期改修		設計					第2期改修										18.0億円				
	中学校								設計	第1期改修		設計					第2期改修					12.3億円					
	中学校	設計	第1期改修		設計					第2期改修														15.7億円			
	小学校			設計	第1期改修		設計					第2期改修										20.0億円					
	中学校			設計	第1期改修		設計					第2期改修										18.3億円					
B 地域	小学校													設計	第1期改修				設計	第2期改修		12.1億円					
	中学校			設計	第1期改修		設計					第2期改修										20.2億円					
	小学校													設計	第1期改修				設計	第2期改修		10.6億円					
	小学校			設計	第1期改修		設計					第2期改修										10.6億円					
	中学校		設計	第1期改修		設計					第2期改修										20.9億円						

⇒全ての学校を長寿命化で残す

施設コスト

20年間
519.6億円
26.0億円/年)



案②

[illegible]

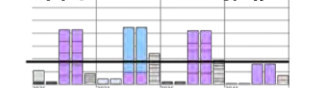
小学校2校、
中学校1校へ統合

小中一貫校

⇒統廃合は長寿命化、小中一貫校は改築で整備

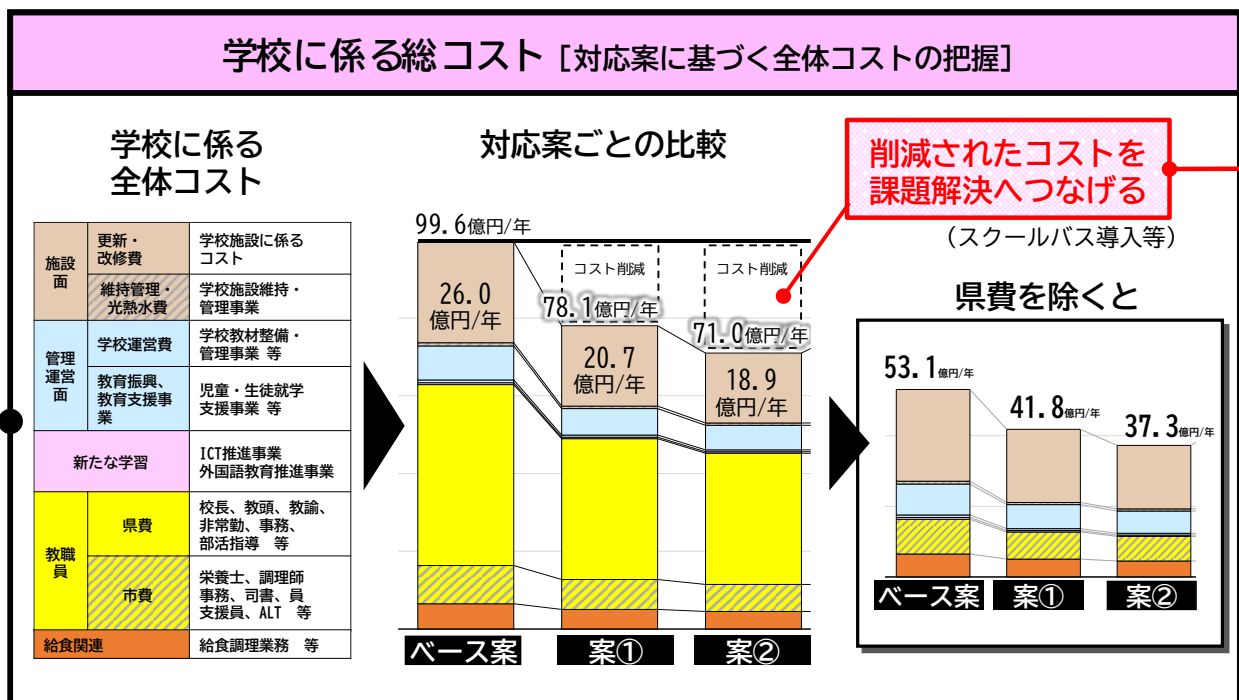
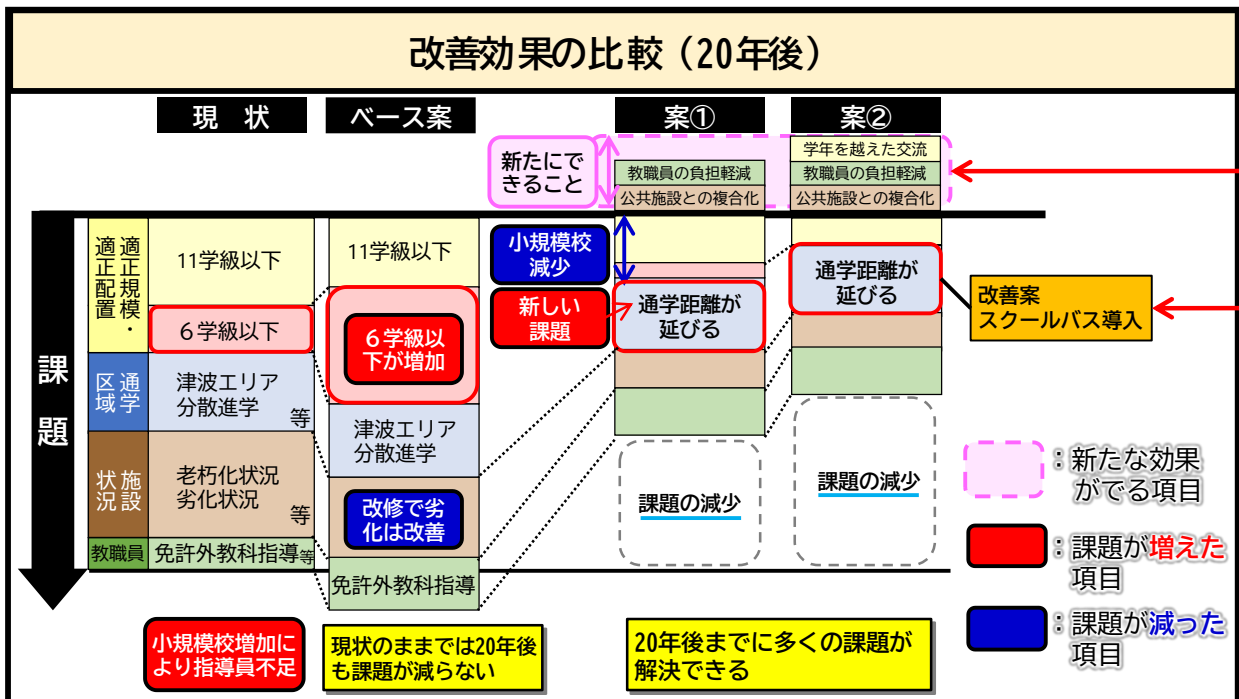
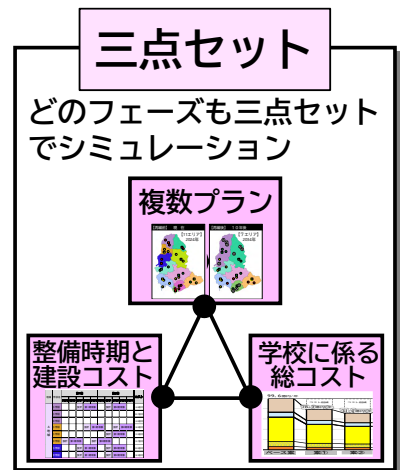
施設コスト

20年間
377.2億円
(8.9億円/年)



コストシミュレーションでは、整備コストだけでなく、人件費等を含めた全体コストで比較し、運営費等のどのコストが変わるか検証します[コスト]。これらの検討から、「適正規模・適正配置に向けての課題」がどこまで解決できたか、新たに発生した課題やできるようになったことなど、改善効果を比較します。

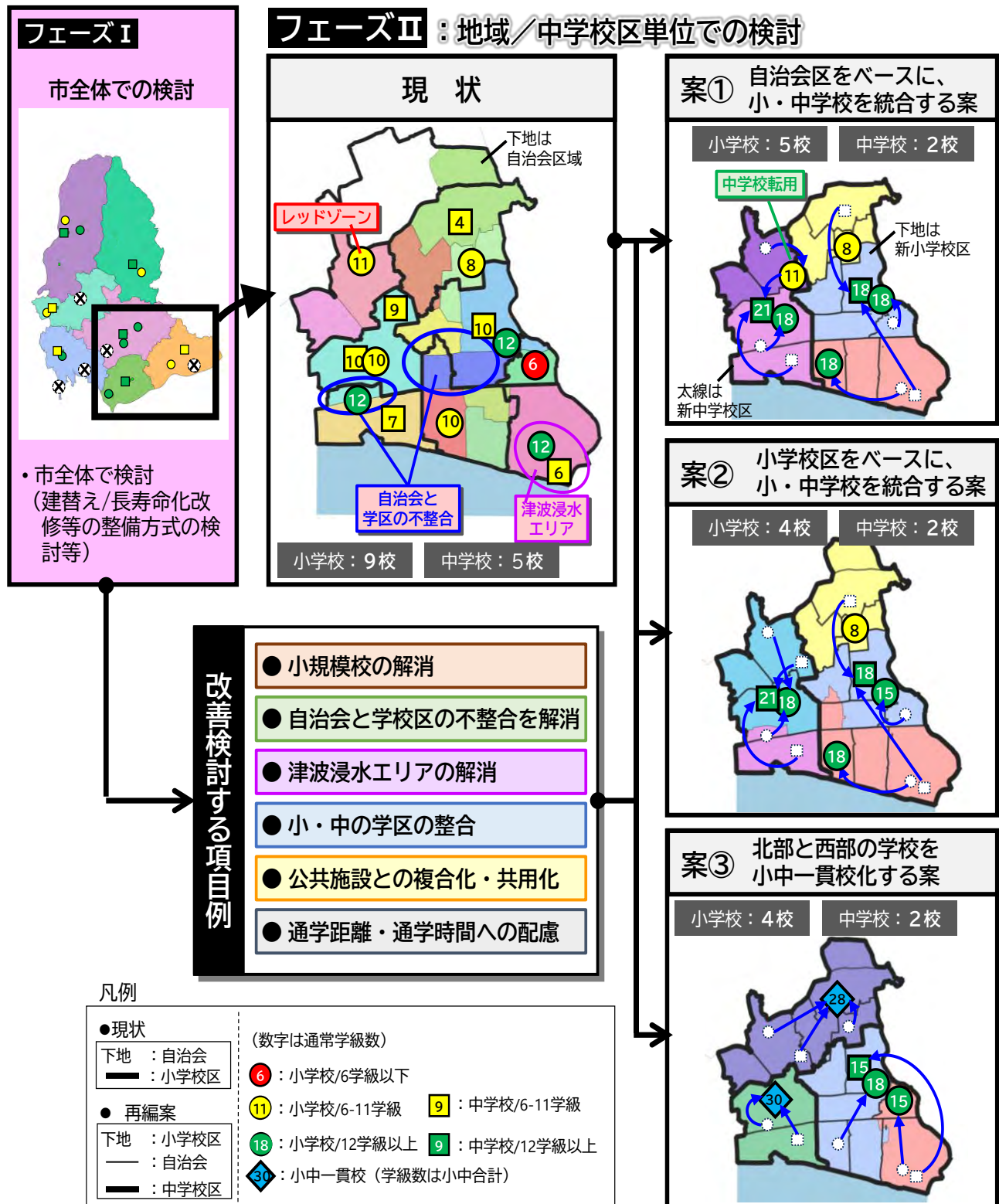
このように、プラン／コスト／スケジュールの3点セットでベース案と比較すると、プランとコストが合致して根拠に基づいた改善効果も明確化でき、防災やまちづくりなどの部署との調整が行いやすくなった自治体もあります。



③ 地域別／中学校区別の適正規模・適正配置検討（フェーズⅡ）

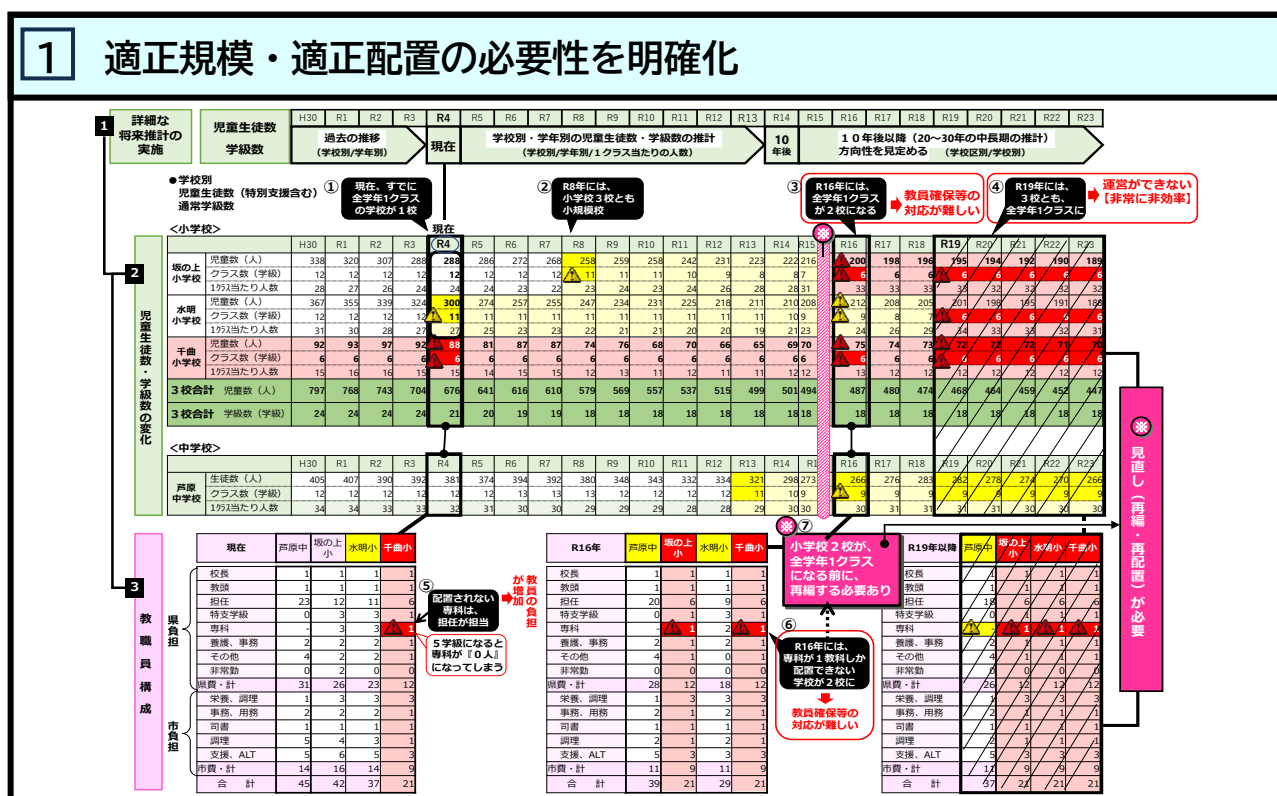
市全体でどの対応案を目指すべきかみえてきたら、エリア単位での検討に移行します。これがフェーズⅡです。その際に、都市計画マスタープランや立地適正化計画で設定されているエリアを基に、課題が多く複雑なエリアや学区の整合が取れ検討しやすいエリアなど、まず、検討単位を整理します。

そして、検討単位ごとに対応案を詳細化します。ここではより具体的に、「小規模校の解消」「津波浸水エリアの解消」「公共施設との複合化・共用化」などの対応策が、どこで実行できるかを検討します。また、この段階では、跡地活用についてもあわせて検討を始める必要があります。

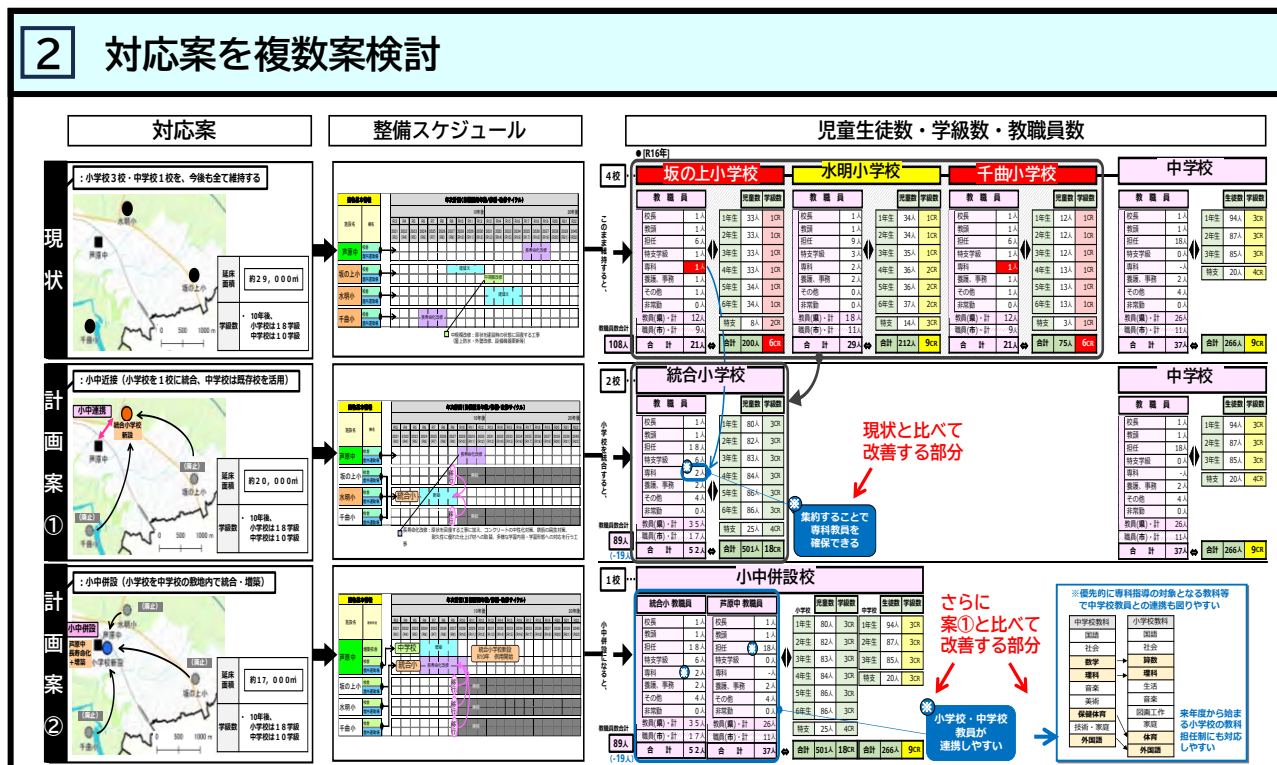


フェーズⅢは、各校の個別プランの検討に入っていきます。ここは、前解説書でもご紹介した長野県小諸市の事例を基に解説します。

1 適正規模・適正配置の必要性を明確化



2 対応案を複数案検討



出典：「小諸市学校再編計画（令和5年7月）」小諸市

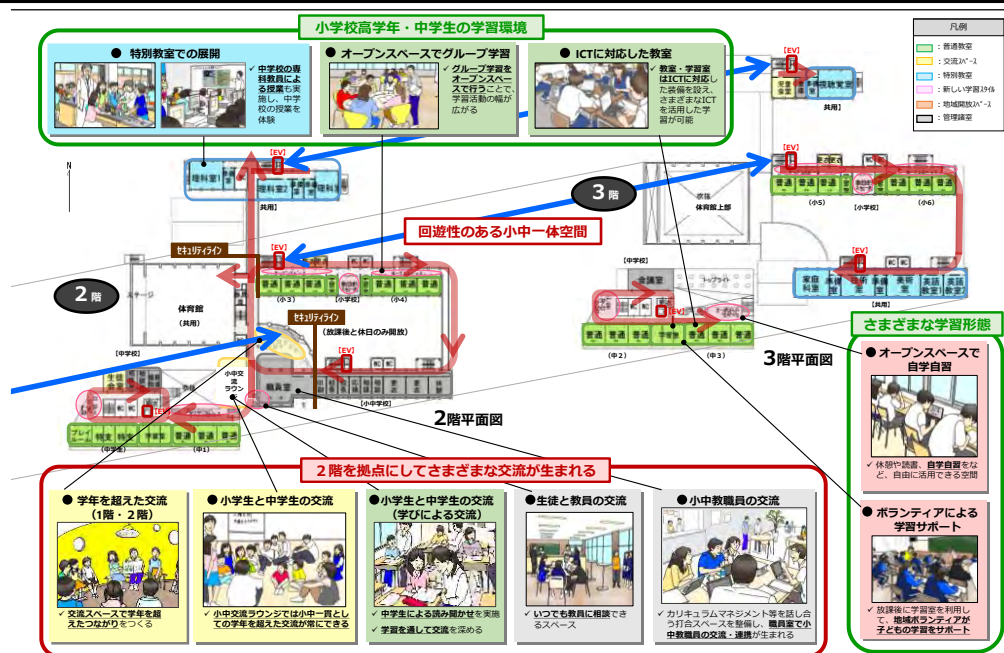
この段階になると、敷地が選定され、校舎の配置やスクールバス導入に向けて敷地内の歩車分離を考慮したアクセスやバス待機スペース等の検討も行うこととなります〔3〕。

さらに、市の目指す教育がどのように実現できるかを見える化します。例えば、施設一体型小中一貫校にすると、小学生と中学生の交流が生まれたり、小学校・中学校の教職員の連携でカリキュラムマネジメントが促進するなど、適正規模・適正配置後の学校がどのように変わるかを見える化し、関係者でイメージを共有します〔4〕。

3 敷地・平面プランなど計画案の比較



4 活用イメージの具体化



出典：「小諸市学校再編計画（令和5年7月）」小諸市

プラン検討に当たっては、整備レベルの検討も必要です。4つの観点で整理した「適正規模・適正配置に向けた課題」への対応策を用意し、選択できるようにします。整備レベルは、一律ではなく、地域毎のニーズに応じて変わる場合もあるので、選択に応じたコスト比較を行い、合意形成を図りながらプランを深めていくこととなります(下段図)。

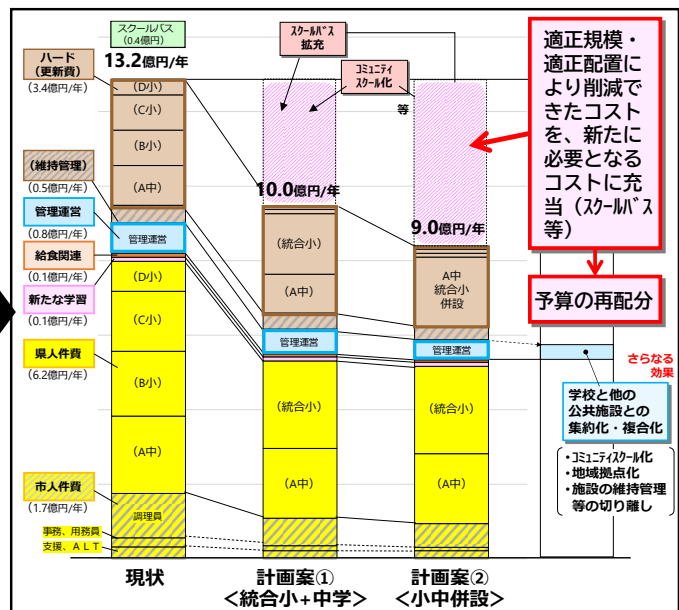
また、ハード面だけでなく、ICT 事業費や職員人件費等を含めた全体コストで比較します。削減できたコストは、新たに必要となるコストに充当するなど、予算の再配分を含めた検証は、財政部局に理解を得るためにも非常に重要です〔5〕。

5 全体コストの比較

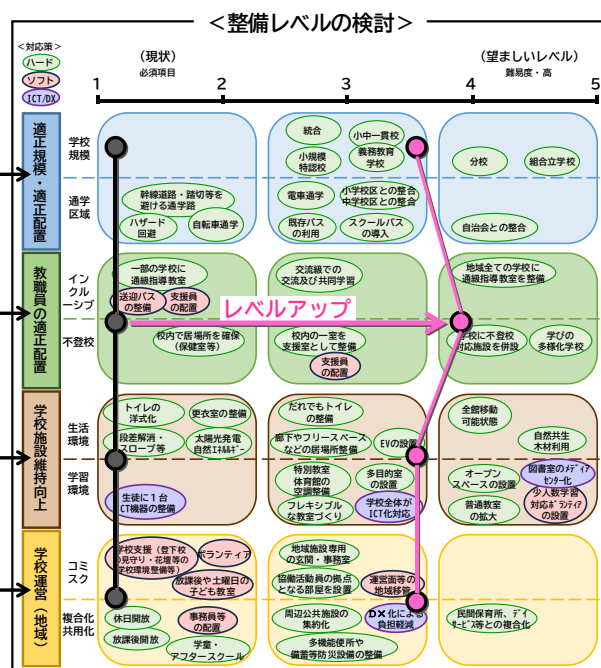
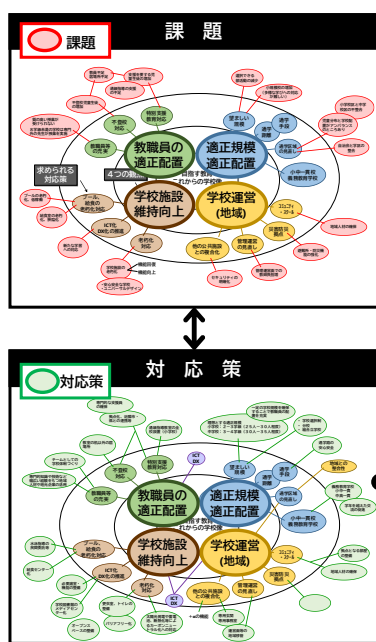
<現状コストの把握>

施設面	更新・改修費	コスト試算より	20年間総額(単年度平均)
維持管理	需用費	消耗品費	照明器具取替修繕、フェンス修繕、床張替修繕、シャッター修理、トイレ床壁修繕等
	役務費	手数料	駆除手数料 等
	委託料	等	エレベーター保守点検、プール浄化装置保守点検業務委託、警備業務委託 等
管理運営面	光熱水費		ガス・電気・灯油・上下水道
	学校運営費	需用費	一般消耗品、印刷製本費
	教育振興、教育支援事業	役務費	写真冊子作成業務、印刷製本業務、通知表等
新たな学習	ICT推進事業	通信運搬費	電話料金、FAX、切手代等
		使用料	デジタル印刷機リース料、AEDリース料等
		備品購入費	教材教具、事務用備品、図書図書、机椅子等
教職員	県費	委託料	造形図通学補助、体験授業料、特別支援教育就学奨励費
	市費	補助金	特別支援教育就学奨励費
		役務費	インターネット接続利用料
給食関連		通信運搬費	プログラミング教育導入計画支援 等
		委託料	校務用パソコン等・校務用プリンター等購入費
		備品購入費	校長、教頭、教諭(担任・特別支援・専科・養護・栄養・音楽・日本語)、非常勤、事務、部活指導
スクールバス(現在)		市費	宋養士・調理員
			事務・司書・用務員
			支援員・ALT・部活動外部支援員 等
給食関連			給食食材放射線物質測定委託料、給食害害虫防除管理業務委託、ボイラー点検等

適正規模・適正配置によるコスト比較



4つの観点で整備レベルを設定



3 学校の地域拠点化、維持管理の見直し等による対応策の検討

現在すでに教育現場が直面している様々な課題への対応策には、教育委員会内で対応できるものもあれば、首長部局と連携して実施することで効果が高まるものもあります。

課題解決に向けた効果的な手法として、他の公共施設との複合化・共用化、地域コミュニティの推進、DX化との連携、運営形態の見直し等による事業費削減、などが考えられます。ここでは、いくつかの取組をご紹介します。

● 学校図書館を地域と共用化（DX化との連携）

山形県西川町立西川小学校

- ✓ 5つの小学校を統合した際、図書室機能を公立図書館と同様のサービス提供を実現し、地域と共用化
- ✓ 学校図書館の児童書と公共図書館の一般書の蔵書管理をオンラインで、一元管理

効果

- ・図書室機能の管理業務コスト削減
- ・蔵書管理情報等の一元管理による検索機能等図書サービスの向上



✓児童も町民も同じ図書オンライン蔵書検索システムを活用



✓スクールバスや保護者の送迎までの待ち合わせ場所に

出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月）」文部科学省

● 学校の地域拠点化による地域コミュニティの推進

- ✓ 施設の更新にあわせて学校施設と他の周辺施設を複合化・共用化して地域の活動拠点化
- ✓ 地域ボランティアによる学習サポート等学習支援や関係機関・団体等（自治会区長会、青少年連絡協議会等）との連携などコミュニティ・スクールの推進

効果

- ・児童の居場所確保と、教育環境の向上
- ・地域からのサポートによる学校運営業務軽減

例①：学校統合による改修で、地域と一体となって教育環境を整備

新宮市立王子ヶ浜小学校（和歌山県新宮市）

- ✓ 中庭に図書室を増築し、校舎の中心に配置。図書室内に地域ボランティア室を設置し、地域交流を含めた学校図書教育を進める方針とした。
- ✓ 改修事業は、ワークショップ等を実施して小学校像のビジョン・教育目標を共有しながら計画を進めた。



例②：地域学校協働活動として様々な学校サポートを実施

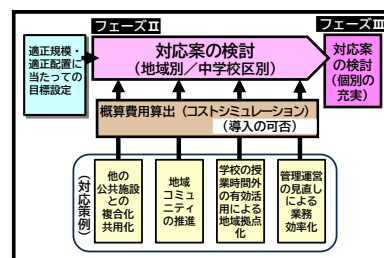
佐々町立佐々小学校（長崎県佐々町）

- ✓ 平成29年度からコミュニティ・スクールをスタート
- ✓ 毎週火曜日には退職校長会によるサポートティーチャースタッフ支援として算数の学習支援や、婦人会が5年生の家庭科の裁縫や調理実習支援を行っている。
- ✓ 放課後子ども教室として、地域や保護者の方々が子どもたちの学習支援を行っている。



出典：「CO-SHA Platform（ポータルサイト）」「学校と地域でつくる学びの未来（ウェブサイト）」文部科学省

DX化により学校図書館と公共図書館の蔵書の一元管理など業務の効率化を図っている例、学校の地域拠点化により地域コミュニティを推進している例、学校を授業時間外も有効活用して地域拠点化を進めている例、学校と他の公共施設の複合化により施設の維持管理や管理運営等について首長部局と連携強化を始めている例などがあります。



● 学校の授業時間外の有効活用による地域拠点化

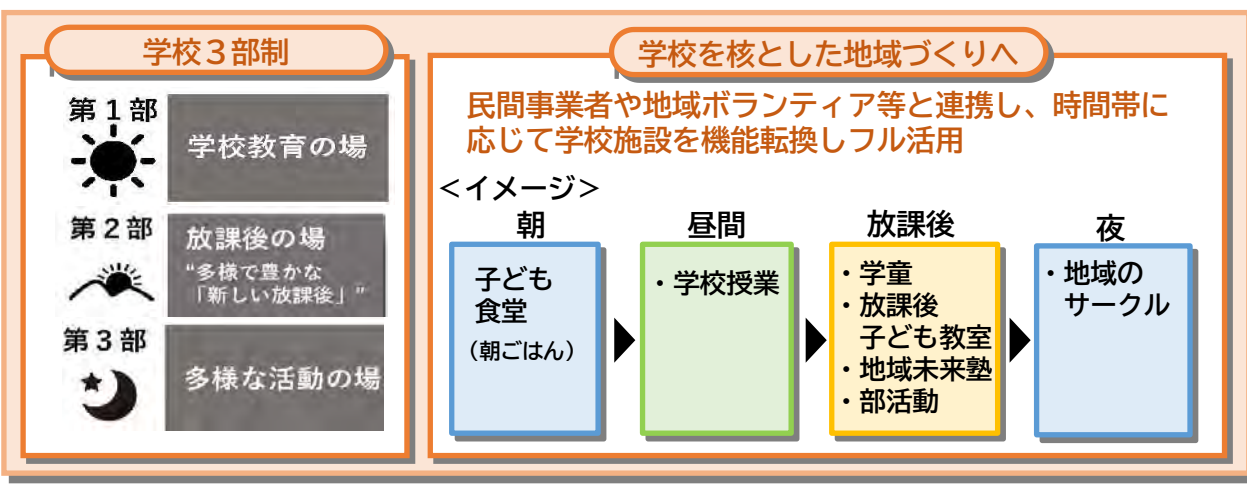
東京都三鷹市

- ✓ 学校施設を時間帯に応じて機能転換

- ✓ 昼間は学校教育の場、放課後も多様で豊かな体験・経験ができる居場所として児童生徒が利用し、平日の夜間や休日は生涯学習・スポーツ・地域活動など、大人を主とした多様な活動の場として活用する考え方

効果

- ・児童生徒の居場所や地域の活動場所の拡大
- ・学校に関わる人を増やし、地域づくりを推進



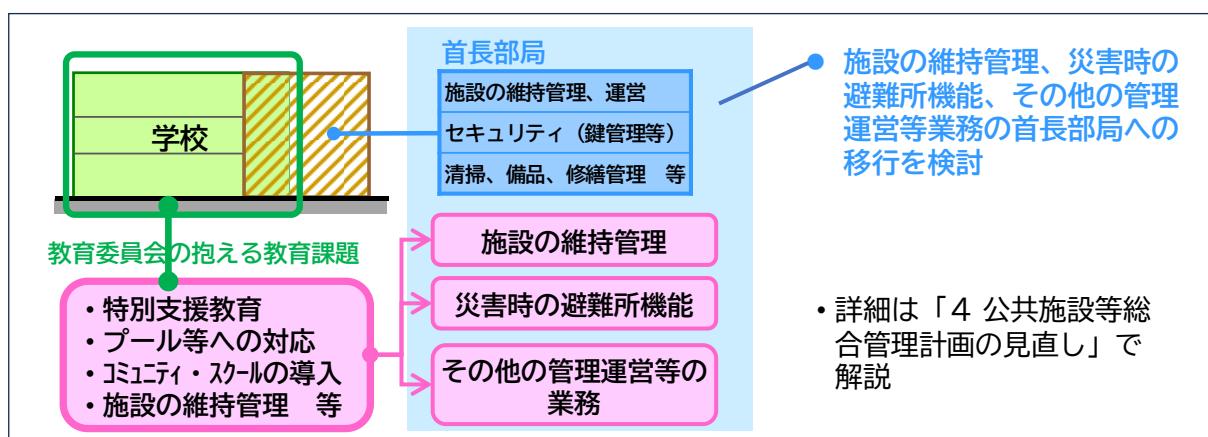
「三鷹のこれからの教育を考える研究会 最終報告」「みたかの教育（2022年4月22日号3面）」を基に作成

● 管理運営の見直しによる業務効率化と教職員の負担軽減

- ✓ 公共施設の管理運営、学校施設・運営面での課題への対応、災害時の避難所機能の支援等について、民間事業者へのアウトソーシングを検討
- ✓ デジタル技術を活用してデータや情報のオンライン化による業務効率化

効果

- ・業務のアウトソーシングによる負担軽減
- ・デジタル技術の活用による業務の効率化

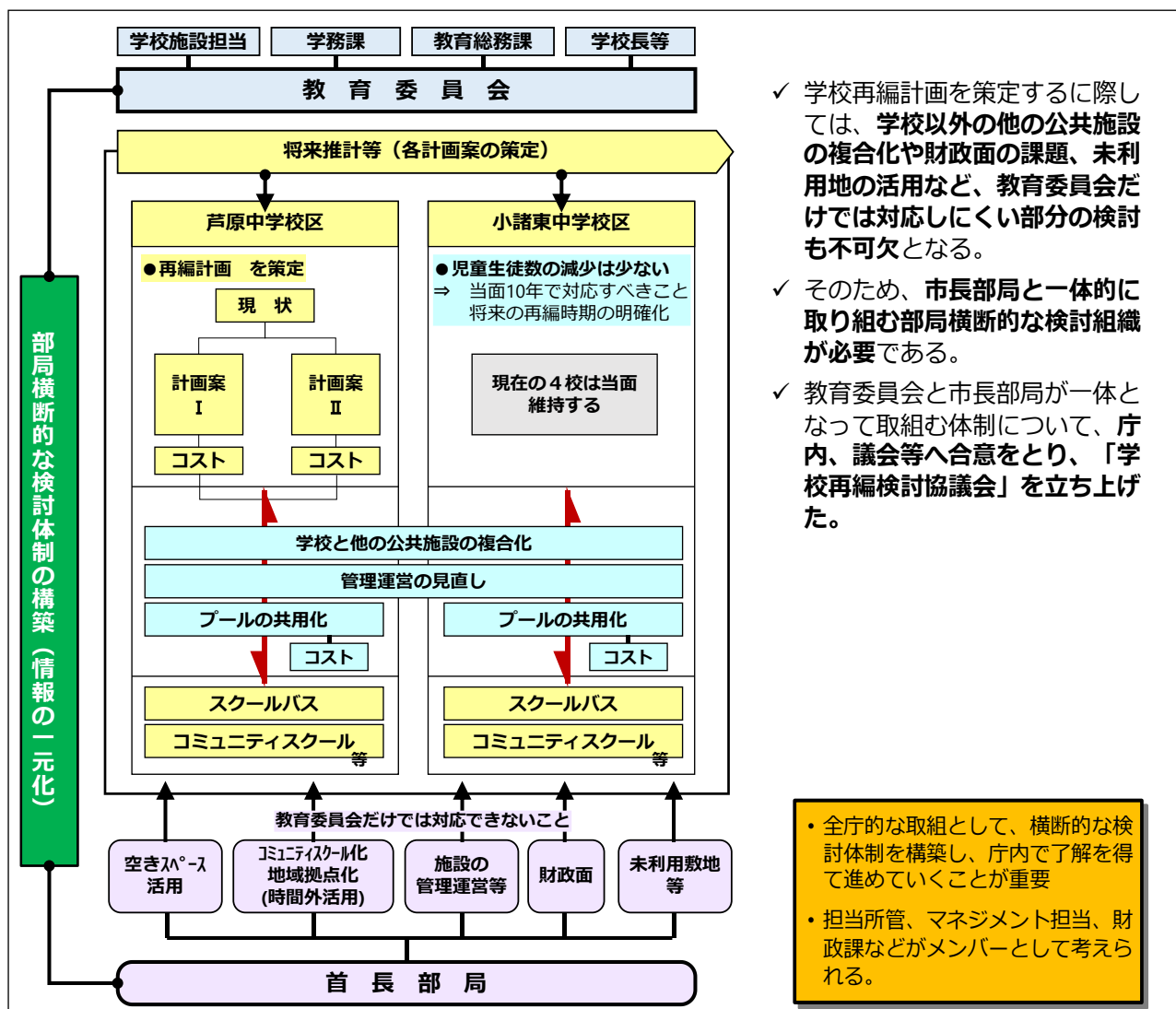


4 部局横断的な検討体制

適正規模・適正配置の方針，学校の適正規模・適正配置に係る基本計画を検討する上では，検討体制の構築，検討時期など関係部署との調整や，人員確保が必要です。

下図は，学校の適正規模・適正配置に係る基本計画を検討するに当たって，学校のコミュニティ・スクールの導入による地域の拠点化，施設の管理運営の見直し，立地適正化計画等との連動など，教育委員会だけでは対応できないことが数多く出てくることが明らかになったため，教育委員会とマネジメント部署が一体となって検討する体制を構築した例です。

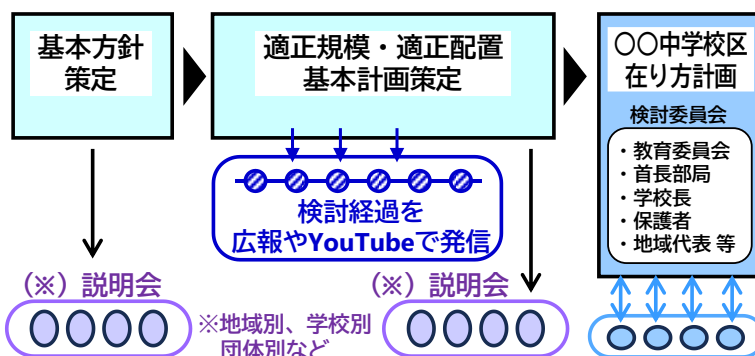
＜検討体制 構築イメージ＞



出典：「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書（令和4年3月）」文部科学省

コラム：情報発信（合意形成）

右図は，ある自治体での説明会等の実施例です。基本方針策定段階でもホームページ等で検討経緯は開示していますが，完成後，各地区毎に今後の進め方も含めて説明会を行っています。個別の対象校の検討段階では関係者も含めた検討会で合意を取りながら進めています。



5 合意形成・住民説明

学校の適正規模・適正配置に関する取組では、関係者との合意形成が非常に重要です。

全てが決まってからアナウンスするのではなく、検討過程において可能な限り保護者や地域住民の意向が反映できるような工夫を講じるとともに、検討段階に応じて、より多くの対象者に分かりやすく伝わるようイラストや図を用いるなど方法を工夫しながら、定期的に情報発信することが大切です。対面での説明会・意見交換会だけでなく、YouTube 等を活用した動画配信なども考えられます。さらに、対応案検討のフェーズⅢ：個別案の充実段階のように検討が具体化してきた際には、図面や模型を使ったワークショップを開催するなどさまざまな手法があります。いずれにしても、定期的に情報を発信して進捗状況を共有することが重要です。

● 適正規模・適正配置方針

目的	学校の適正規模・適正配置に係る基本計画策定の目的（学習環境の向上等）を広く周知する
対象者	保護者、地域住民、学校運営協議会、学校関係者 等
方法	☐ 広報誌 ☐ YouTube（動画配信） ☐ 個別の活動団体に出前講座 ☐ 意見募集 等

文章だけでなく、イラストや図により分かりやすく「新しい学校」を伝える

●地域の実情に応じた複合化の推進



●小中一貫教育の推進



● 「適正規模・適正配置に係る基本計画 素案」（中学校区毎）

目的	中学校区毎のパターンを基に、関係者の考えを踏まえ推奨案をしぼる
対象者	対象学校の保護者、地域住民、学校関係者 等
方法	☐ 住民説明会（対象学校毎）（未就学児保護者） ☐ オープンハウス（スーパーの駐車場、公民館等で検討内容の紹介、意見募集を実施） ☐ 個別の活動団体にヒアリング ☐ 意見募集 等

<住民説明会資料イメージ>

通学路・通学距離、地域状況、ハザードマップ再編パターン、メリット／デメリット



● 「適正規模・適正配置に係る基本計画 素案」（個別の検討）

目的	推奨案をベースに、実際の敷地・プランから、活用イメージを具体化する
対象者	対象学校の保護者、地域住民、学校関係者、児童生徒
方法	☐ ワークショップ ☐ 住民説明会（対象学校毎） ☐ 住民説明会（未就学児保護者） ☐ オープンハウス ☐ 個別の活動団体にヒアリング 等

<プランの検討>

スクールバス導入可能性がある場合、バス動線・歩行者動線なども含めて、配置パターンを関係者と協議



(4) まとめ

適正規模・適正配置に係る基本計画を策定するに当たってのポイントをまとめます。

- **複数プラン・学校に係る総コスト・整備時期と建設コストの3点セットで根拠ある計画を策定**

学校の適正規模・適正配置は、“望ましい教育環境”を実現することが目的です。そのために、本書でも紹介している様々な対応策を検討し、効果を見定めながら対応案を選択する必要があります。

その際、対応案は関係者との協議など合意形成を図りながら進めていくことになります。そこで、話し合いのツールとして、「複数プラン」と「学校に係る総コスト」と「整備時期と建設コスト」といった根拠に基づく対応案を複数用意するなど、建設的な議論により、納得を得ながら進めることが重要です。

- **コストシミュレーションで成熟させていく**

学校の適正規模・適正配置では、様々な選択肢が考えられます。その実現性や有効性について、改善による効果とあわせて、対応策を実施することで新たに必要となる費用や縮減できる費用もあわせてシミュレーションし、市区町村の財政状況とあわせて実現可能性を探りながら、対応案を段階的に成熟させていく必要があります。

また、対応策の選択は、教職員や保護者、子ども、地域住民など関係者の意見によっても変わってくるものです。そのため、選択肢を用意して、それらの組合せを容易にシミュレーションできるコストシミュレーションツールも今後必要になると考えられます。

- **情報発信で、段階的な合意を図りながら進める**

学校の適正規模・適正配置の取組は、検討を始めてから方向性が決まるまで2～3年程度、また学校を新設する場合には開校まで10年近くを要する場合があります。その間に、行政の担当者や学校長など関係者が入れ替わることが予想されます。しかし、社会環境や地域状況の変化を受けて見直しを図ることはあっても、この取組を後戻りしたり足踏みさせるわけにはいきません。

そのため、検討過程において可能な限り保護者や地域住民の意向が反映できるような工夫を講じるとともに、取組状況を常に情報発信し、より多くの関係者に興味・関心を持ってもらい、関わってもらう環境を整えることが重要です。さらに、方向性等がまとまるといった区切りのタイミングで関係者と共有するなど、段階的に合意を取りながら進め、たとえ人が変わっても、「将来を担う子どもたちにとって望ましい教育環境を実現する」という理念がぶれることがないようにすることが重要と考えます。